ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事

設計図

図面リスト	
番号	名称
A-001	特記仕様書
A-002	設計概要書
A-003	附近見取図
A-004	現況図
A-005	全体平面図
A-006	平面図（競技エリア）
A-007	平面図（駐車場西エリア）
A-008	平面図（駐車場及びスケートボードエリア）
A-009	防球ネット立面図
A-010	防球ネット詳細図（１）
A-011	防球ネット詳細図（２）
A-012	詳細図（競技エリア1）
A-013	詳細図（競技エリア2）
A-014	詳細図（フットサルゴール）
A-015	詳細図（バスケットゴール・観覧席）
A-016	詳細図（サイクルステーション外壁）
A-017	雑詳細図（１）
A-018	雑詳細図（２）
A-019	雑詳細図（３）
A-020	雑詳細図（４）
A-021	雑詳細図（５）
A-022	サイン図（１）
A-023	サイン図（２）
A-024	解体図 平面図
A-025	解体図 詳細図

図面リスト	
番号	名称
M-001	衛生設備工事特記仕様書(1)
M-002	衛生設備工事特記仕様書(2)
M-003	給水設備平面図（競技エリア）

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事

2 工事場所　徳島県鳴門市撫養町大桑島

3 用途地域等　準工業地域

4 主要用途

5 敷地面積

6 工事の概要
1．競技エリア整備
・屋外競技エリア（人工芝フットサル場及び屋外バスケットコート）、これに付随する防球ネットや観覧席等の工作物及び照明、放送設備等
2．駐車場拡張整備（北エリア、西エリア、東エリア）
・駐車場レイアウト変更とこれに関連する工作物の移設等
3．スケートボードエリア拡張整備
・既存屋外バスケットコートの解体と、スケートボードパーク拡張の前工事（セクション工事以外）

7 別途工事
・既存バスケットコートの移設後に行うスケートボードパークの拡張工事 （セクション工事）
（工事監理者及び監督職員の指導のもと、同工事が滞りなく行われるように施工すること）

8 施工順序
・2025年10月17日までに競技エリアと駐車場西エリアの施工を完了すること。
施工完了したフットサルコートとバスケットコートは利用を開始するものとする。
・2025年11月20日までにスケートボードパークの拡張工事部の盛土工事を完了させ、別途セクション工事の業者に引き渡すこと。

9 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか、以下の〇印のもので構成する。
・ 構造特記仕様書　・ 外構工事特記仕様書　・ 植栽工事特記仕様書
・ 解体工事特記仕様書　⊙ 電気設備工事特記仕様書　⊙ 機械設備工事特記仕様書
・　・　・

Ⅱ 建築工事仕様

1 共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(最新版）」(以下「標準仕様書」という)による。

2 特記仕様
1) 項目は、番号に◯ 印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。⊙ 印のつかない場合は、※ 印のついたものを適用する。⊙ と ※ 印のついた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の（　）、＜　＞及び［　］内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 一般事項	・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、工事監理者に報告の上、指示に従うこと。 ・ 請負業者は、工事監理者と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲　※ 図示
	② 適用基準等	・ 入札要綱・特記仕様書による ・ ・ ・
	⑥ 建築材料等	材料の品質等　(1.4.2) ※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの、又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 環境への配慮　(1.4.1) ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※ ホルムアルデヒド仕様 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。 ・普通合板、複合フローリング等　：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆ ・パーティクルボード、MDF(中質繊維板)：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆ ・クロス類　：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆ ・内装工事に使用する塗料及び接着剤　：化学物質等製品安全データシート(MSDS)等にホルマリン不使用が明示されたもの
1 一般共通事項	⑩ 設計GL	※ 図示　・ 現状平均地盤高
	⑪ 技能士	⊙ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。　(1.5.2) ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。 適用工事種別 ／ 適用技能士検定職種（作業） 以下の該当工事 ／ ⊙ 該当する作業がある以下の職種（作業）のすべて 鉄筋工事 ／ ・ 鉄筋施工（鉄筋工事作業） コンクリート工事 ／ ・ 型枠施工（型枠工事作業） ・ コンクリート圧送（コンクリート圧送工事作業） 鉄骨工事 ／ ・ とび（とび作業） ブロック ALCパネル工事 ／ ・ ブロック建築（補強コンクリートブロック作業） ・ ALCパネル施工（ALCパネル工事作業） 防水工事 ／ ・ 防水施工　・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 石工事 ／ ・ 石材施工（石張り作業） タイル工事 ／ ・ タイル張り（タイル張り作業） 木工事 ／ ・ 建築大工（大工工事作業） 屋根及びとい工事 ／ ・ 建築板金（内外装板金作業） ・ スレート施工（石綿スレート工事作業） ・ かわらぶき（かわらぶき作業） 金属工事 ／ ・ 内装仕上施工（鋼製下地作業） 左官工事 ／ ・ 左官作業 建具工事 ／ ・ サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ ガラス施工（ガラス工事作業） ・ 自動ドア施工（自動ドア施工作業） カーテンウォール工事 ／ ・ カーテンウォール施工　・ 金属製カーテンウォール工事作業 ・ PCカーテンウォール工事作業 塗装工事 ／ ・ 塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・ 内装仕上施工　・ プラスチック系床仕上工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上工事作業 ・ カーテン工事作業 植栽工事 ／ ・ 造園（造園工事作業） 技能士を適用しないとした職種でも、１級、２級又は単一技能士の配置に努めること。
	⑫ 完成図等	・ 白焼二つ折製本（A1版、黒表紙金文字入）　2 部 ・ 白焼二つ折製本（A2版、黒表紙金文字入）　　部 ・ 白焼二つ折製本（A3版、黒表紙金文字入）　3 部 ・ 電子データ（JWW、DXF、PDF）　CD-R 3 部 製本、電子データ共すべての図面(設計図、施工図、製作図)を綴じること。 サイン製作図のデータはAI及びPDFを挿入のこと。
	⑬ 完成写真	※ 作成する 分類 ／ サイズ ／ 撮影箇所数 ／ 部数 ／ 提出様式 ※ カラー ／ ※ L ／ ・ 箇所 ／ ※ 1 ／ ※ 工事用アルバムA4版 ・ 白黒 ／ ・ 2L 枚（程度） ／ ⊙ 3 ／ ポケット式程度 ⊙ 六切り ／ ⊙ 外観4方向（昼・夜）内観（各室） ／ ・ フリーアルバム（台紙寸法323*270程度） ⊙ カバー文字入れ(印刷) ・ 作成しない
	⑭ 設備工事との取合い	施工範囲　各工事の区分表による。 施工図　設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
	⑮ 火災保険等	工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類　※ 火災保険　※ 建設工事保険 保険期間　※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで
2 仮設工事	① 仮囲い	※ 設ける 仮囲いの位置及び延長は図示による。 ・ 万能鋼板(H=　m)・ 波形鉄板(H=　m)・ 単管シート(H=　m) ・ シートゲート(H=　m ,W=　m)＊　箇所 ・ 設けない
	③ 交通誘導員	※ 配置する（　月 ×　人 ＝　人月）　・ 配置しない
	⑤ 工事表示板	※ 設置する　設置枚数　1 枚 ・ 設置しない
	⑦ 工事用水	構内既存の施設　⊙ 利用できる（※ 有償 ・ 無償）　※ 利用できない
	⑧ 工事用電力	構内既存の施設　⊙ 利用できる（※ 有償 ・ 無償）　※ 利用できない
	⑨ 工事用通路	※ 指定しない　・ 指定する（図示）
3 土工事	① 埋戻し及び盛土の種別	種別　⊙ A種　※ B種　・ C種　・ D種　(3.2.3)(表3.2.1) C種の場合　建設発生土受入数量　m2 発生場所
	② 建設発生土の処理	⊙ 構外に搬出し適切に処理する。　(3.2.5) ・ 構外指示の場所に搬出する。 受入れ施設名・所在地（km） ・ 構内指示の場所に敷きならす。 ・ 構内指示の場所にたい積する。
5 鉄筋工事	① 鉄筋の種別	(5.2.1)(表5.2.1) 規格名称 ／ 種類の記号 ／ 径(mm) 鉄筋コンクリート用棒鋼 ／ ※ SD295A ／ ※ D16以下 ※ SD345 ／ ※ D19以上
	③ 鉄筋の継手	(5.3.4) 接合方法 ／ 径(mm) ／ 施工箇所 ※ 重ね継手 ／ D16以下 ／ ※ ガス圧接 ／ D19以上 ／ 梁、柱の主筋
6 コンクリート工事	① 設計基準強度	普通コンクリート（JIS A 5308によるJIS表示許可工場の製造品）　(6.1.4) Fc(N/mm2) ／ 適用箇所 ・ 24 ／ ※ 21 ／ ・ 18 ／
	② レディーミクスコンクリート	種別　※ Ⅰ類　・ Ⅱ類　(6.1.5)(表6.1.1) ・ コンクリート用骨材の品質試験を実施する。(構造体コンクリートのみ) （アルカリシリカ反応試験(化学法)、密度試験、吸水率試験） ・ コンクリート単位水量測定を実施する。
	③ スランプ	基礎、基礎梁、土間スラブ　※ 15cm　・ 18cm　(6.2.3)(表6.2.1) 柱、梁、スラブ、壁　※ 18cm
	④ 打放し仕上げの種類	(6.2.5)(表6.2.3) 種別 ／ 適用箇所 ・ A種 ／ ※ B種 ／ ・ C種 ／
	⑤ セメントの種類	※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種　(6.3.2)
	⑥ 型枠	(6.9.3) せき板の種類 ／ 板厚(mm) ／ 適用箇所 ※ 合板 ／ ※ 12　・ ／ ・ 床型枠用鋼製デッキプレート ／ ／ ・ 断熱材兼用型枠 ／ ／ MCR工法用シート　※ 適用しない　・ 適用する ひび割れ誘発目地 目地寸法　※ 図示 位置　※ 図示
	⑨ 無筋コンクリート	適用箇所は6.14.1による他、下記による。　(6.14.1) 適用箇所 重力擁壁
14 金属工事	③ アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2)(表14.2.1) 種類 ／ 施工箇所 ／ 色合 ・ 一種 ／ ／ ・ 一種 ／ ／
	④ 鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.3)(表14.2.2) 種類 ／ 施工箇所 ・ B　種 ／ 防球ネット付属部品等（種類は表14.2.2に従うこと） ・　種 ／
		溶融亜鉛めっきの付着量試験　※ 行わない　・ 行う 電気亜鉛めっきの被膜厚さ及び塩水噴霧試験　※ 行わない　・ 行う
	⑧ アルミニウム製笠木	表面処理　※ B-1種　※ B-2種　(14.7.2)(表14.7.1) 隅角部及び突当り部の役物の使用 ※ 使用する（笠木本体製作所の仕様による）
	⑨ 手すり及びタラップ	(14.8.2)(14.8.3) 材料の種別 ／ 表面処理の種別 手すり ／ ・ ステンレス304 ／ HL仕上程度 ⊙ 鋼製 ／ 亜鉛めっきの場合表14.2.2のC種 タラップ ／ ・ ステンレス304 ／ HL仕上程度 ・ 鋼製　・ アルミ製 ／ 亜鉛めっきの場合表14.2.2のC種
21 排水工事	① グレーチング	※ 鋼製　・ ステンレス製　(21.2.2)
	2 鋳鉄製マンホールふた	簡易密閉式とし、表面には用途別の標準文字付きとする。　(21.2.2)
22 舗装工事	1 再生材	※ 使用する　・ 使用しない　(22.1.3)
	② 盛土材料	路床の盛土材料（　A　）種　(22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1)
	3 遮断層及び凍上抑制層用材料	遮断層　※ 川砂・海砂又は良質な山砂　(22.2.3) 凍上抑制層　※ 再生クラッシャラン　・ 切込砂利又は切込砕石
	4 路床安定処理	路床安定処理添加材料　(22.2.2)(22.2.3)(表22.2.2) ※ 普通ポルトランドセメント　改良深さ（ 1,000 ） ・ 生石灰特号
	5 路床土の支持力比(CBR)試験	※ 行わない　・ 行う（ ※ 乱した土　・ 乱さない土 ）　(22.2.5)
	6 路床締固め度の試験	※ 行わない　・ 行う　(22.2.5)
	7 砂の粒度試験	※ 行わない　・ 行う　(22.2.5)
	⑧ 路盤材料	※ 再生クラッシャラン　RC-40　(22.3.3)(表22.3.1) （透水性舗装の場合を除く） ・ クラッシャラン　C-40 ・ クラッシャランスラグ　CS-40
	9 路盤の締固め度の試験	※ 行わない　・ 行う　(22.3.5)
	⑩ アスファルト舗装	加熱アスファルト混合物の種類　(22.4.4)(表22.4.6) 表層 ／ ※ 再生密粒度アスファルト混合物(13) ・ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13) ・ 基層 ／ ※ 再生粗粒度アスファルト混合物(20) ・ 粗粒度アスファルト混合物(20) ・
	11 コンクリート舗装	早強セメント　・ 使用する　※ 使用しない　(22.5.3) 溶接金網　※ あり　・ なし コンクリート版の厚さの試験　・ 行う　※ 行わない
	12 ブロック系舗装	・ コンクリート平板舗装 ※ 砂目地 ・ モルタル目地　(22.8.2)(表22.8.1) インターロッキングブロック舗装 ・ 舗石　基層　※ コンクリート舗装　・ アスファルト舗装
	13 縁石及び側溝	(22.9.2)
	14 砂利敷き	・ A種　※ B種　・　(22.10.2)
	⑮ 区画線	※ JIS K 5665　3種１号白　・　(22.11.1)(表22.11.1)

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL：03-3626-8284　FAX：03-3626-8289	作成	承認	工事名称：ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO A-001
			発行		図面名称：特記仕様書　縮尺 A1: A3の200% A3: 1:2	整理NO	

■工事名称

工事名称		ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	建築主	鳴門市公営企業管理者
			工期(予定)	令和　年　月　日 ー 令和　年　月　日
建設地	(地名地番)	徳島県鳴門市撫養町大桑島		
	(住居表示)			

■一般事項

工事種別	● 新築　○ 増築(同一棟)　○ 増築(別棟)　○ 改築　○ 大規模な修繕　○ 用途変更　○ 大規模な模様替　○ 模様替		
用途地域	○ 第1種低層住居専用　○ 第2種低層住居専用　○ 第1種中高層住居専用　○ 第2種中高層住居専用　○ 第1種住居		
	○ 第2種住居　○ 準住居　○近隣商業　○ 商業　● 準工業　○ 工業　○ 工業専用　○ 指定なし		
防火地域	○ 防火　○ 準防火　● 指定なし	法22条	● 有　○ 無
法定構造	○ 耐火　○ 準耐火(イ)　○ 準耐火(ロー1)　○ 準耐火(ロー2)　● その他(　)		
都市計画区域	● 都市計画区域(● 市街化区域 ○ 市街化調整区域 ○区域区分未設定都市計画区域) ○ 都市計画区域外(○ 準都市計画区域 ○ その他)		
その他地区,地域	○ 高度地区(第　種) ○ 地区計画 ○ 風致地区 ○ 美観地区 ○ 駐車場整備地区 ○ その他(　)		
関係法令	○ 道路法 ○ 土地区画整理法 ○ 宅地造成等規制法 ○ 農地法 ○ 屋外広告物法 ○ 景観法 ○ 河川法 ○ 砂防法		
	○ 文化財保護法 ○ 港湾法 ○ 大店立地法 ○ 工場立地法 ○ 倉庫業法 ○ 風営法 ○ 医療法 ○ 介護保険法 ○ 省エネ法		
	○ 高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　● その他(県 建築基準法施行条例 県 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例)		
敷地状況	表土状況: アスファルト舗装駐車場	既存建物	無
	敷地境界杭:	前面道路	

■計画定数

必要駐車台数		台
計画駐車台数		台
必要駐輪台数		台
(うちバイク)		台
計画駐輪台数		台
(うちバイク)		台
必要緑地(開発)		m2
計画緑地(開発)		m2

■建物概要

建物用途	主用途	建築: スポーツの練習場
		消防:
	従用途	建築: -
		消防: -
階数	塔屋	0　階
	地上	1　階
	地下	0　階
高さ	最高の高さ	m(設計GLより)　m(平均地盤面より)
	最高の軒高	m(設計GLより)　m(平均地盤面より)
備考		

■面積

	法定面積 申請部分	申請以外の部分	合計
築造面積	0.00 m2	8,205 m2	8,205 m2
建築面積	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
延床面積	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
地階住宅部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
エレベーター昇降路部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
共同住宅共用廊下部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
自動車車庫等部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
備蓄倉庫部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
蓄電池設置部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
自家発電設備設置部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
貯水槽設置部分	0.00 m2	0.00 m2	0.00 m2
容積対象延床面積	m2	m2	m2
建ぺい率	%　≦　-　%　OK		
容積率	%　≦　-　%　OK		

■躯体概要

構造種別	○ S造　○ SRC造　○ RC造　○ CB造　○ 木造
構造形式	○ ブレース架構　○ラーメン架構
基礎形式	○ 杭基礎　○ 直接基礎
地盤改良	○ 表層改良　○ 柱状改良
1階床	○ 構造スラブ　○ 土間コンクリート
床	○ RC　○ デッキプレート
地耐力	○ 長期　50 kN/m2
積載荷重	○　階　kN/m2　○　階　kN/m2
	○　階　kN/m2　○　階　kN/m2
特殊荷重	○ フォークリフト(積載　kN)
	○ クレーン(吊荷重　kN)
積雪	

床面積(棟別) (m2)

棟	申請部分	申請以外の部分	主要用途
1			
合計		0.00	

床面積(階別) (m2)

棟	階数	申請部分	申請以外の部分	主要用途
1	1			
	合計		0.00	

■設備概要(工事範囲)

	工事項目	建	設	別	備考 詳細は別図による
電気設備	電力引込設備				
	受変電設備		●		
	幹線動力設備		●		
	非常電源設備				
	電灯コンセント設備		●		
	電話・情報配管設備				
	テレビ共聴設備				
	放送配管・配線設備		●		
	音響配管・配線設備		●		
	監視カメラ配管・配線設備		●		
	インターホン設備				
	防犯用非常ベル設備				
	非常照明設備				
	誘導灯設備				
	自動火災報知設備				
	非常警報設備				
	防排煙制御設備				
	雷保護設備				

	工事項目	建	設	別	備考 詳細は別図による
給排水衛生・空調換気設備	給水設備	●			
	排水通気設備				
	衛生器具設備				
	給湯設備				
	ガス設備				
	浄化槽設備				
	厨房器具設備				
	冷暖房設備				
	換気設備				
	機械排煙設備				
	圧縮空気配管設備				
消火設備	スプリンクラー設備				
	連結送水管設備				
	屋内消火栓				
	屋外消火栓				
	消火器				
	泡消火設備				
昇降機	エレベーター				
	エスカレーター				
	小荷物専用昇降機				
消費生活用製品安全法・特定保守製品					○ 有　● 無

工事区分分けが必要な場合、施工区分欄に本工事の建築工事の場合は「建」欄に、本工事の設備工事の場合は「設」欄に、別途工事の場合は「別」欄に ○ を記入し、該当しない項目には ー を記入する。

■外部仕上

	仕上、仕様	参考メーカー、品番
フットサルコート	人工芝t=55 (うちt=30はゴムチップ層)　流出抑制用人工芝t=22 W=300	PT2055TS+U同等品 ガーデングラス同等品
	開粒アスファルトt=50	
	砕石t=150	
バスケットコート	スポーツコート	Power Came Plus及びPower Game(既存再利用)
	密粒アスファルトt=50	
	砕石t=150	
駐車場	密粒アスファルトt=50	
西/北/東エリア	砕石t=150	
スケートボード	盛土H=1,000 アルミフェンスH=1,200 皿型ブロック	
	砕石t=150	
駐車場北エリア法地	コンクリートt=120 人工芝t=25	
サイン	RC擁壁: アルミ複合板t=3 サインシート	
	サイクルステーション外壁: 檜t=15 ケイカル板t=6 アルミ複合板t=3 サインシート	
	端部 アルミ製カバーt=2	

■外部金物

項目	材種、寸法等	メーカー、品番
ルーフドレン		
タラップ		
手摺		
面格子		
物干金物		
換気口		

項目	材種、寸法等	メーカー、品番
軒樋		
竪樋		
谷樋		

■その他の工事範囲

	工事項目	建	設	別	備考
敷地造成	擁壁	●			
	鋤き取り	●			
	盛土	●			
	切土	●			
外構	敷地排水	●			
	舗装	●			
	ライン引き等	●			
	車止め	●			
	植栽				
	植込				
	門扉				
	塀				
	フェンス	●			
	バリカー				
	歩道切り下げ	●			
工作物	独立看板				

	工事項目	建	設	別	備考
付属建物	物置				
	ゴミ庫				
	自転車置場				
付属備品	ブラインド				
	カーテンレール				
	郵便受				
	社名板				
	室名札				
	掲示板				
	避難器具				
解体移設等	地中障害物				
	樹木撤去	●			
	電柱移設				
	既存建物撤去				
調査	家屋調査				
	電波障害				
	土壌汚染				

訂正 (年 月 日)	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成 / 承認 / 発行	工事名称: ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事 図面名称: 設計概要書 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:2	設計NO / 整理NO / 図面NO: A-002

<建設地>
徳島県鳴門市撫養町大桑島

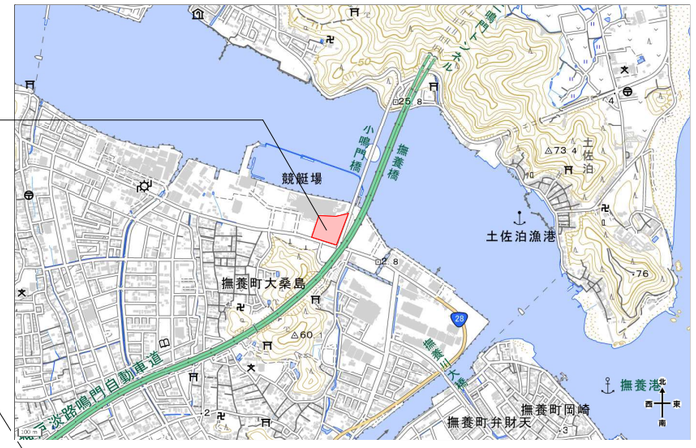

※着色部が本工事エリア

訂正 年 月 日	摘：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 附近見取図 縮尺：A1: A3の200% A31:2000, 1:1000	整理NO	A-003

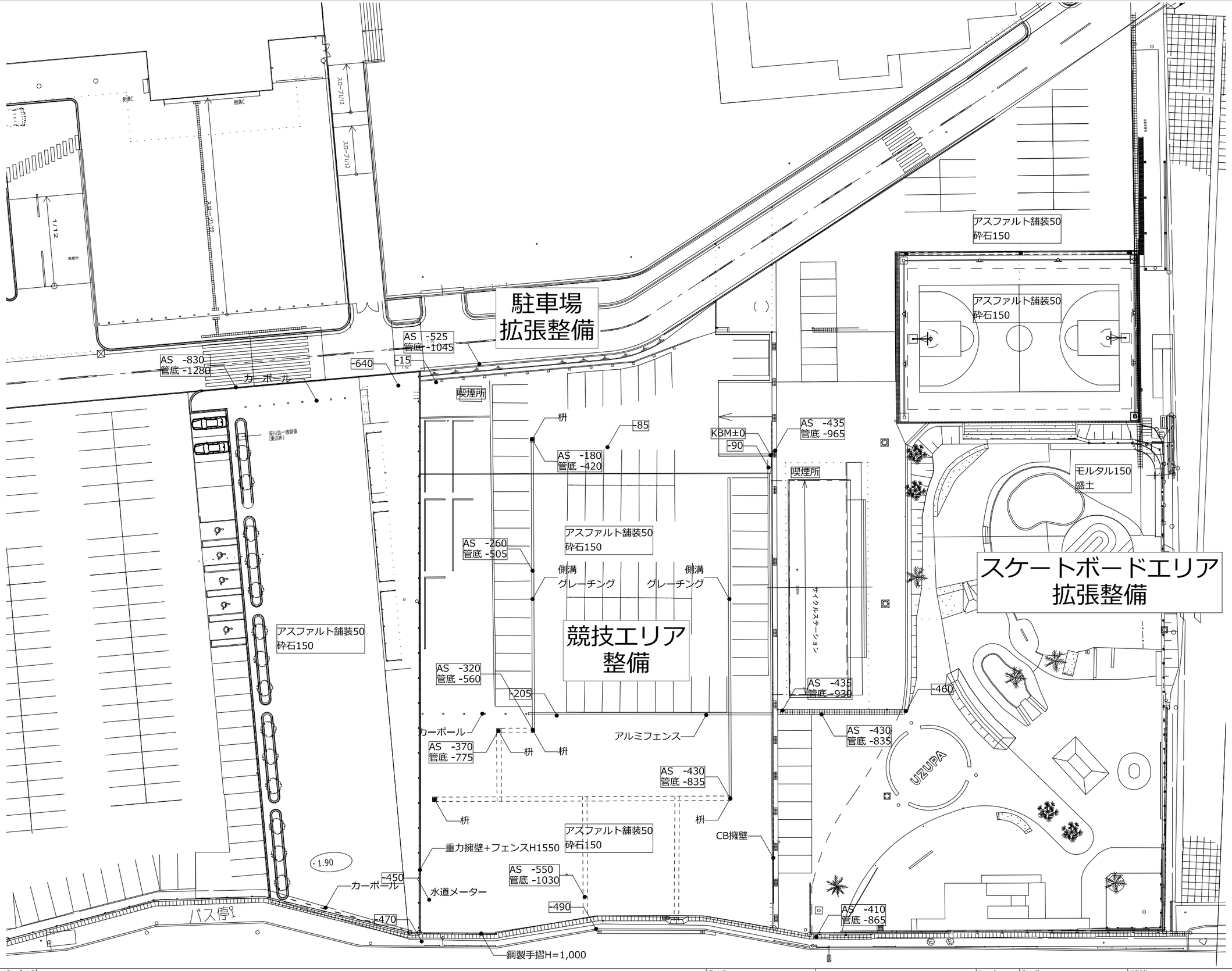

特記事項
・□の数値はKBM±0からの高さを示す。

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 / 発行	承認	工事名称: ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事 図面名称: 現況図 縮尺: A1: A3の200% A3: 1:500	設計NO / 整理NO	図面NO A-004

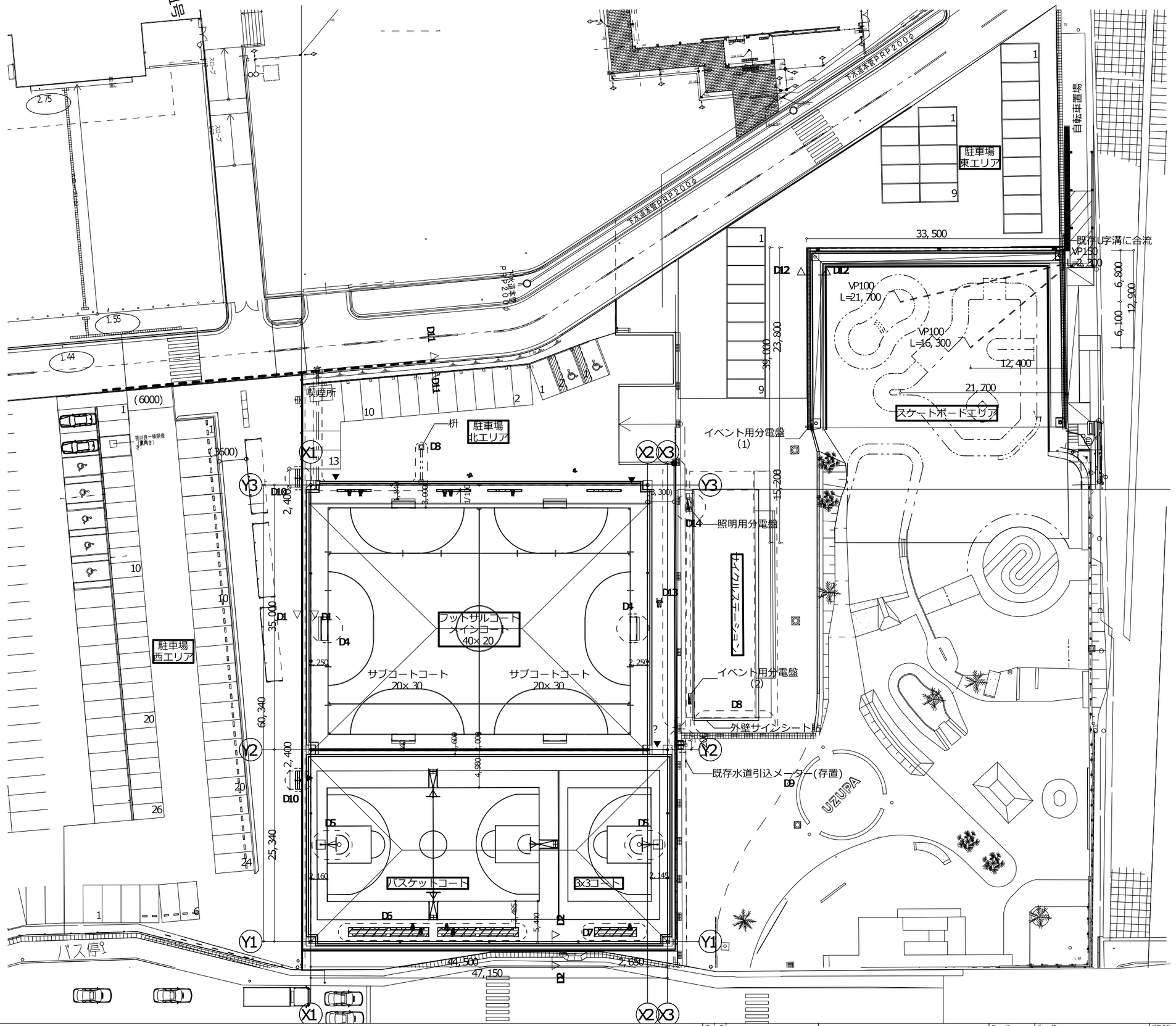

<工事内容>

・競技エリア（フットサルコート、バスケットコート）
　①フットサルコート整備
　　人工芝t=55、開粒アスファルト、砕石、
　　取外式ゴール設置、据置式ベンチ
　?バスケットコート整備
　　スポーツコート、密粒アスファルト、砕石、
　　観覧席、固定式ゴール設置、重力擁壁
　③防球ネット（コンクリート柱）
　④U字溝排水経路整備
　⑤駐車場エリアとの接続階段
　　（コンクリート階段×1、鉄骨階段×　1）
　⑥RC擁壁のサインパネル取付
　⑦サイクルステーション南側サイン取付

・駐車場　西エリア
　①駐車ライン引き
　?フェンス、車止めの設置
　③横断歩道ライン抹消・引き直し

・駐車場　北エリア
　①　駐車ライン引き
　?喫煙所移設
　③U字溝排水経路整備
　④駐車場エリアとの接続階段
　　（コンクリート階段×1）
　⑤法地人工芝張り

・駐車場　東エリア
　①駐車ライン引き

・スケートボードエリア
　①盛土（盛土Ht, 500、法地部は天然芝）
　?雨水排水管埋設
　③通路整備（駐輪場一部解体及び舗装）

<凡例>

▼	防球ネット出入口
(****)	****を有効寸法として確保
D*	詳細図記号（別紙）

訂正 年 月 日	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL.: 03-3626-8284　FAX: 03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
		発行		図面名称 全体平面図	縮尺 A1: A3の200% A3: 1:500	整理NO A-005

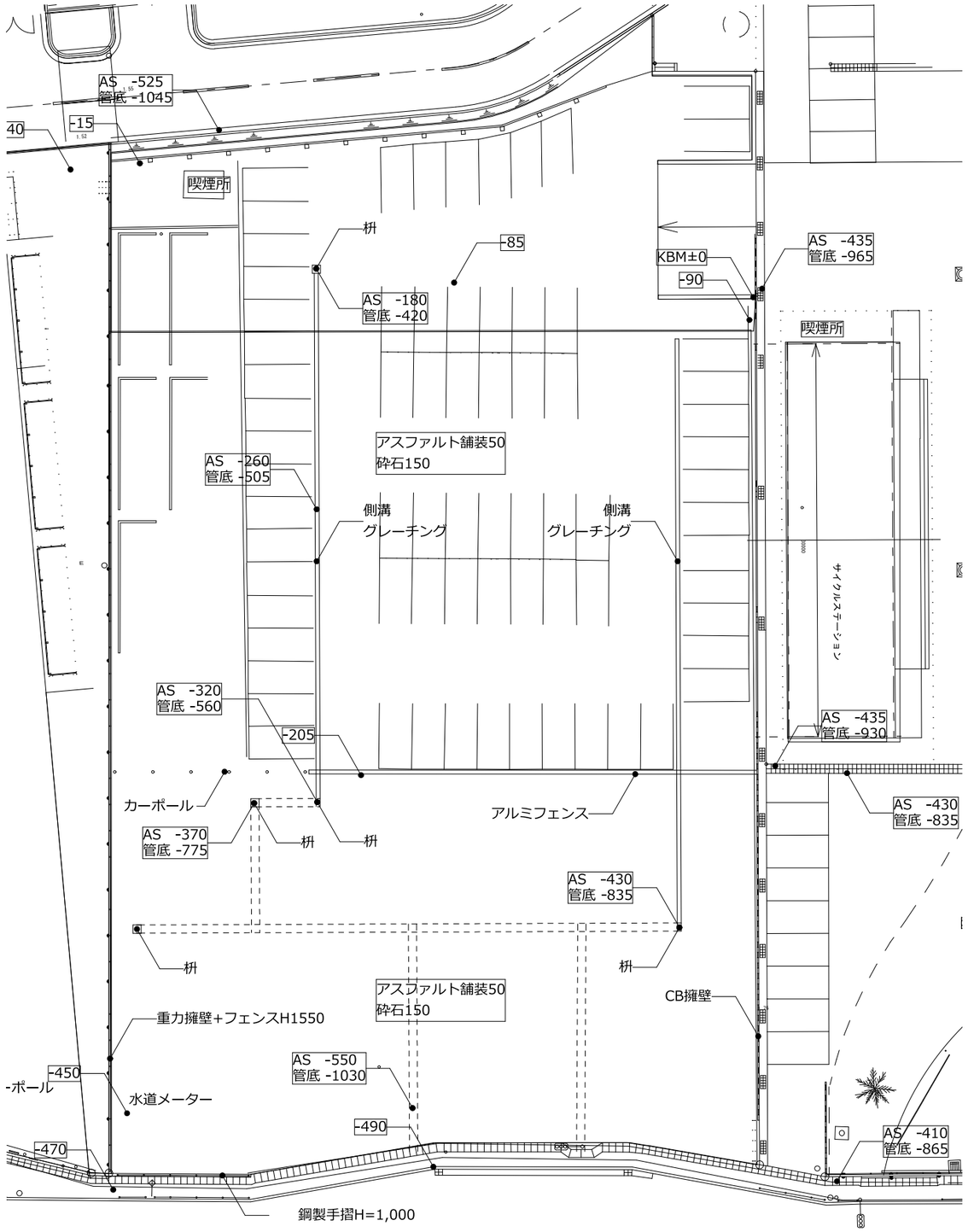

改修前

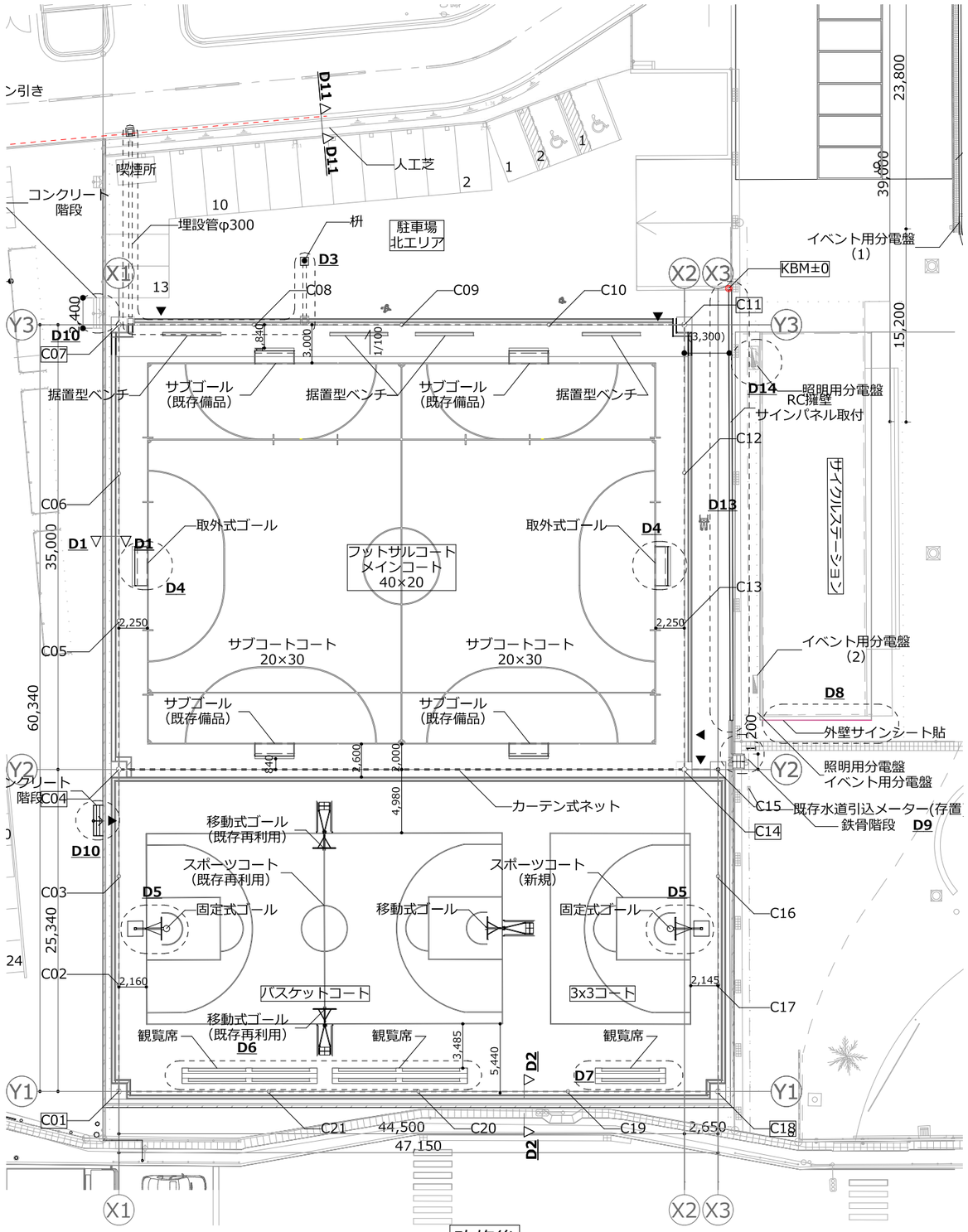

改修後

<凡例>

C**	コンクリート柱（□付は照明柱）
▼	防球ネット出入口
(****)	****を有効寸法として確保
D*	詳細図記号（別紙）

<工事内容>

・競技エリア（フ ットサルコート、バスケットコート）
①フットサルコート整備
人工芝t=55、開粒アスファルト、砕石、取外式ゴール設置、据置式ベンチ
②バスケットコート整備
スポーツコート、密粒アスファルト、砕石、観覧席、固定式ゴール設置、重力擁壁
③防球ネット（コンクリート柱）
④U字溝排水経路整備
⑤駐車場エリアとの接続階段
⑥RC擁壁のサインパネル取付
⑦サイクルステーション南側サイン取付

・駐車場　北エリア
①駐車ライン引き
②喫煙所移設
③U字溝排水経路整備
④駐車場エリアとの接続階段
⑤法地人工芝張り

訂正 年 月 日	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
		発行		図面名称 平面図（競技エリア） 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:400	整理NO	A-006

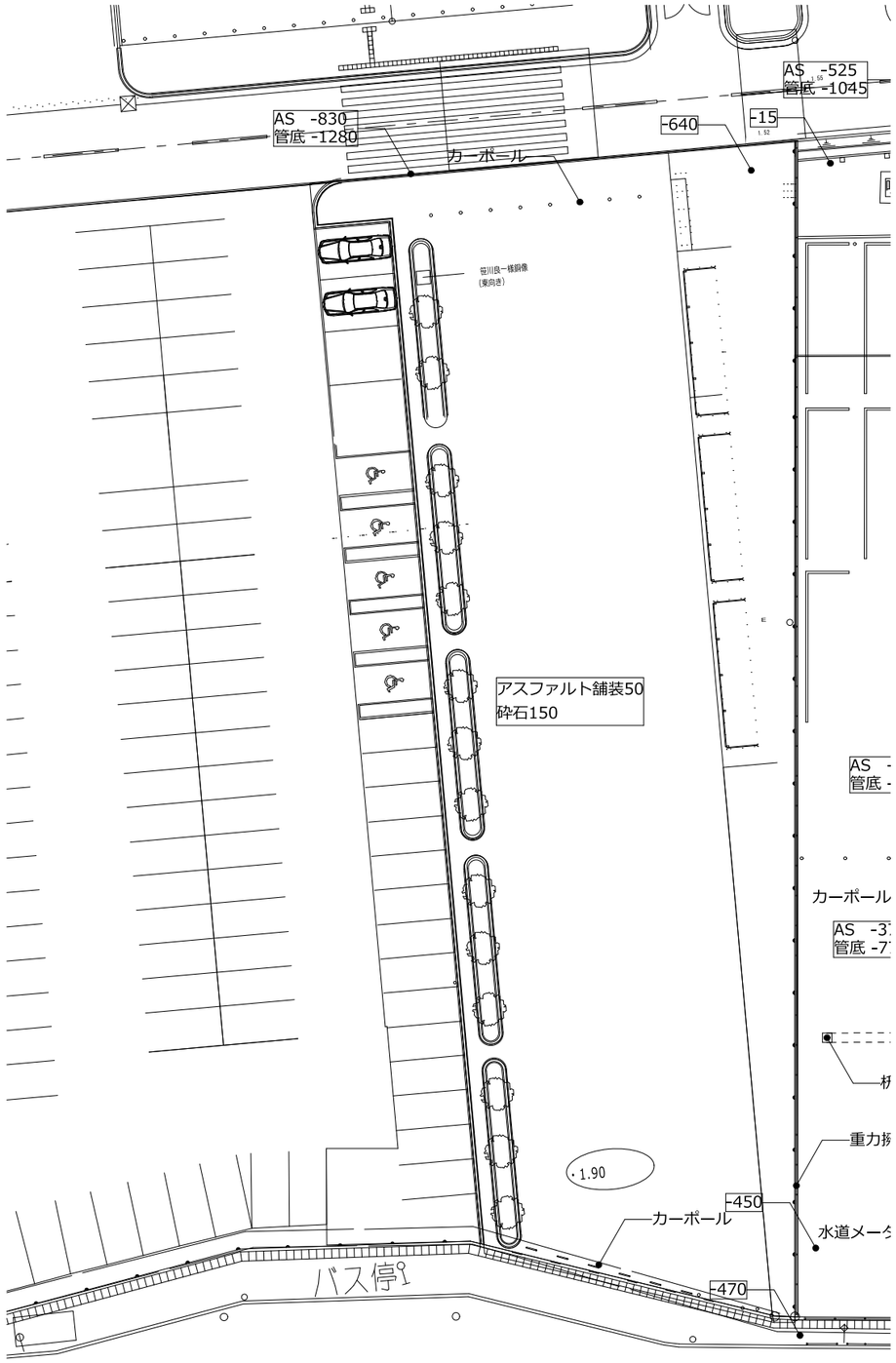

改修前

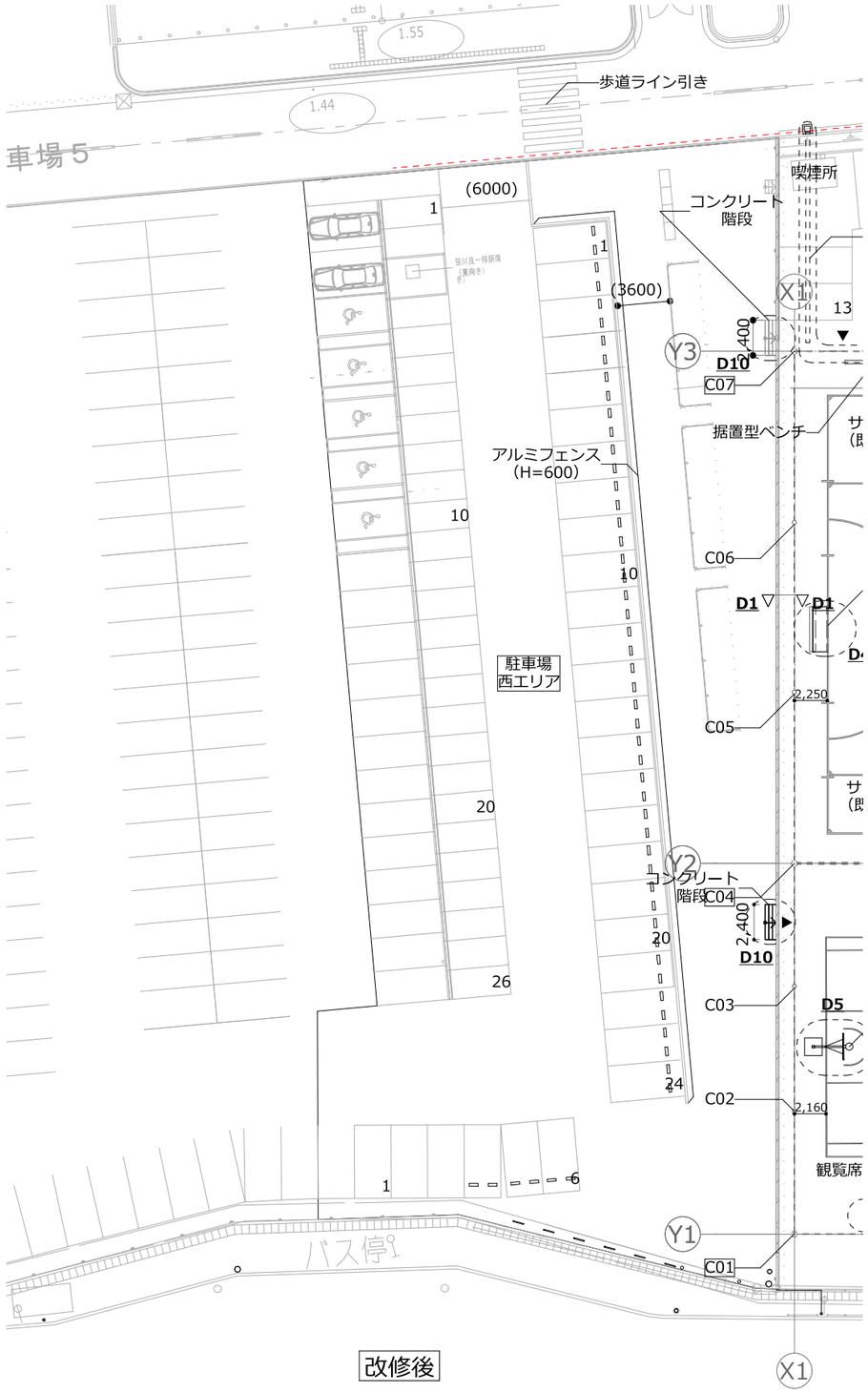

改修後

<特記事項>
(****)　****を有効寸法として確保
D*　詳細図記号（別紙）

<工事内容>
・駐車場　西エリア
①駐車ライン引き
②フェンス、車止めの設置
③横断歩道ライン抹消・引き直し

訂正 年 月 日	摘要	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称	設計NO	図面NO
			発行		ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事		A-007
					図面名称 平面図（駐車場西エリア） 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:400	整理NO	

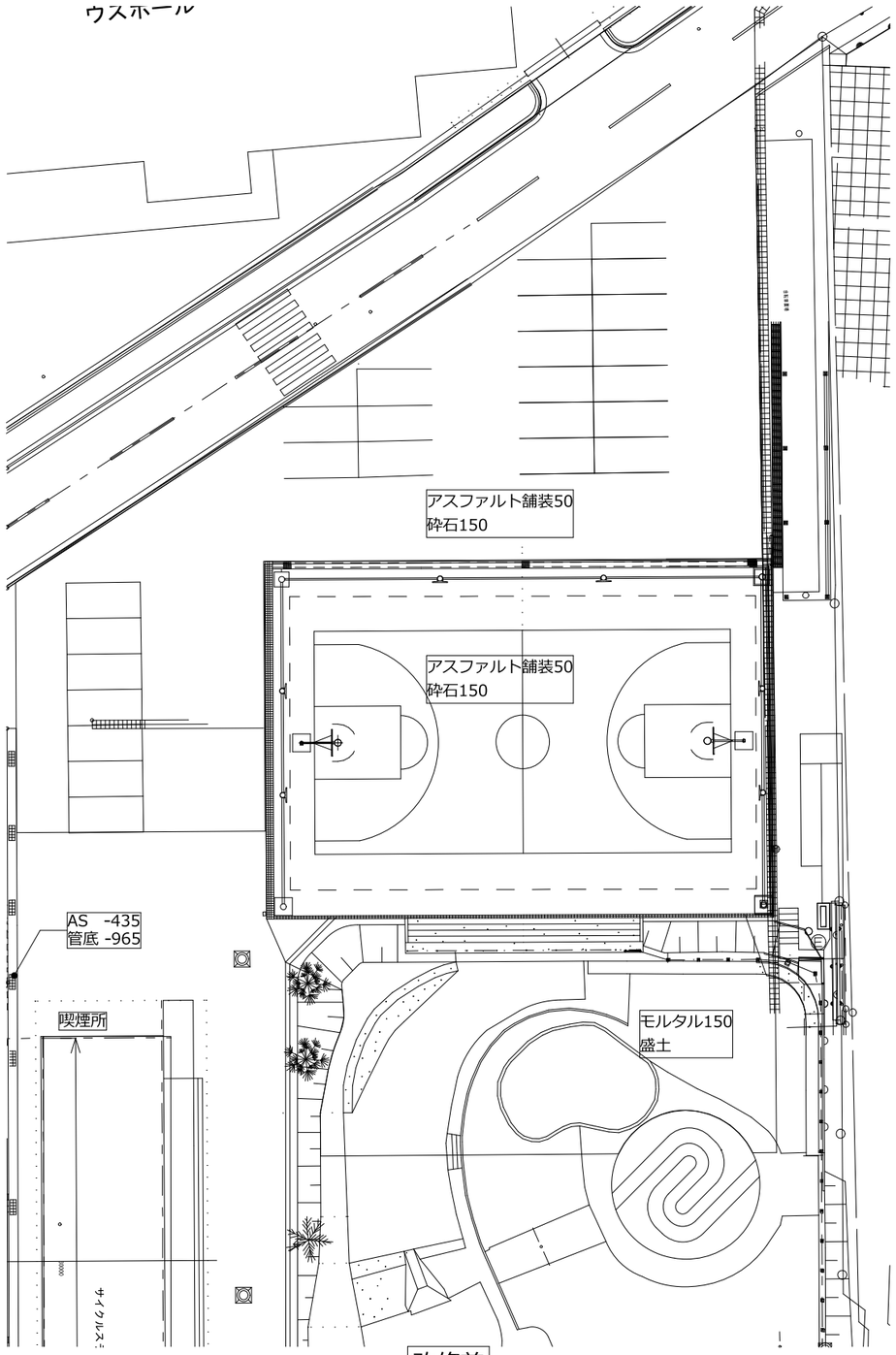

改修前

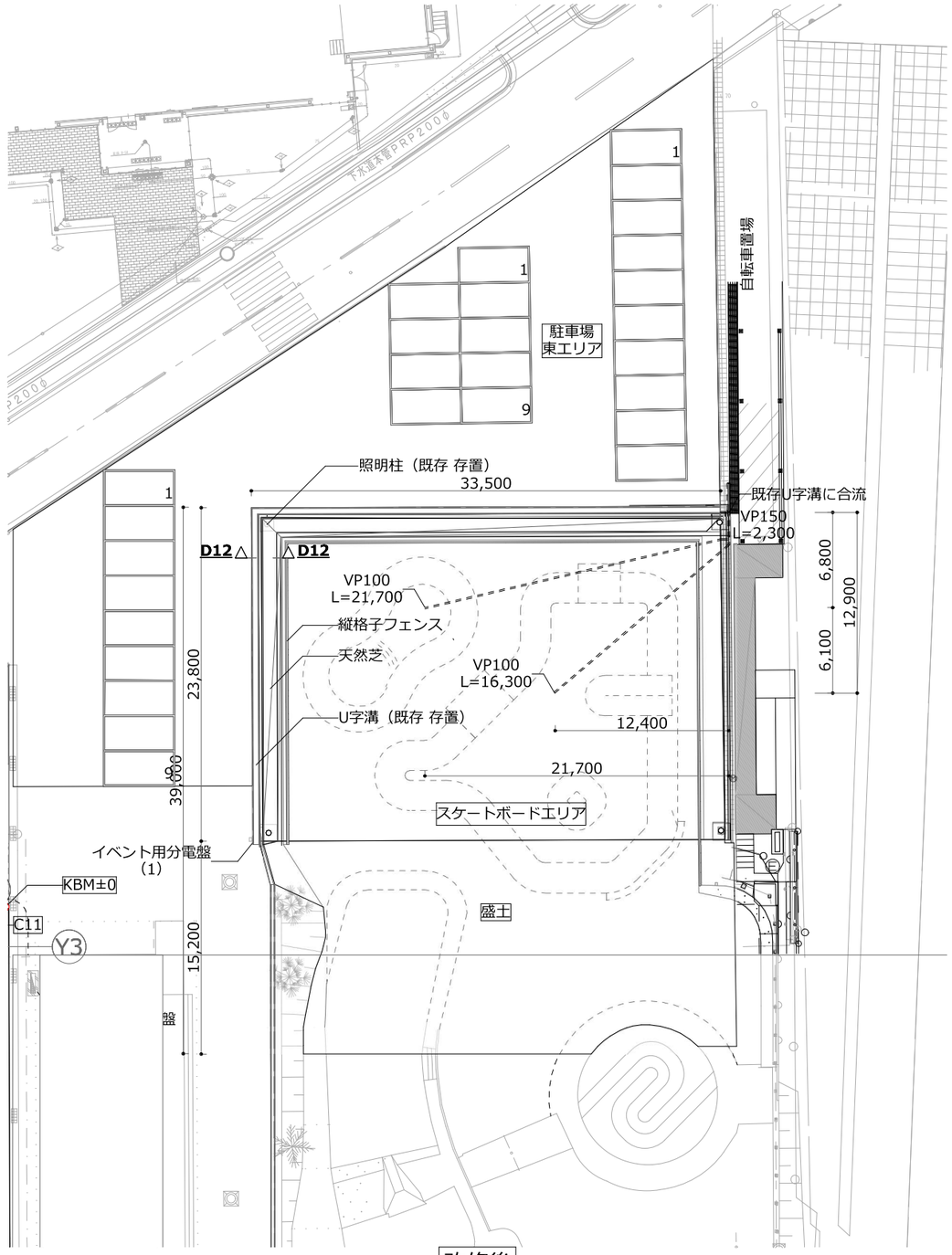

改修後

<特記事項>
(****) ****を有効寸法として確保
D* 詳細図記号（別紙）

<工事内容>
・駐車場 東エリア
①駐車ライン引き

・スケートボードエリア
①盛土（盛土H1,400、法地部は天然芝）
②雨水排水管埋設
③通路整備（駐輪場一部解体及び舗装）

訂正 年 月 日	横：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 平面図（駐車場及びスケートボードエリア） 縮尺：A1: A3の200% A3: 1:400	整理NO	A-008

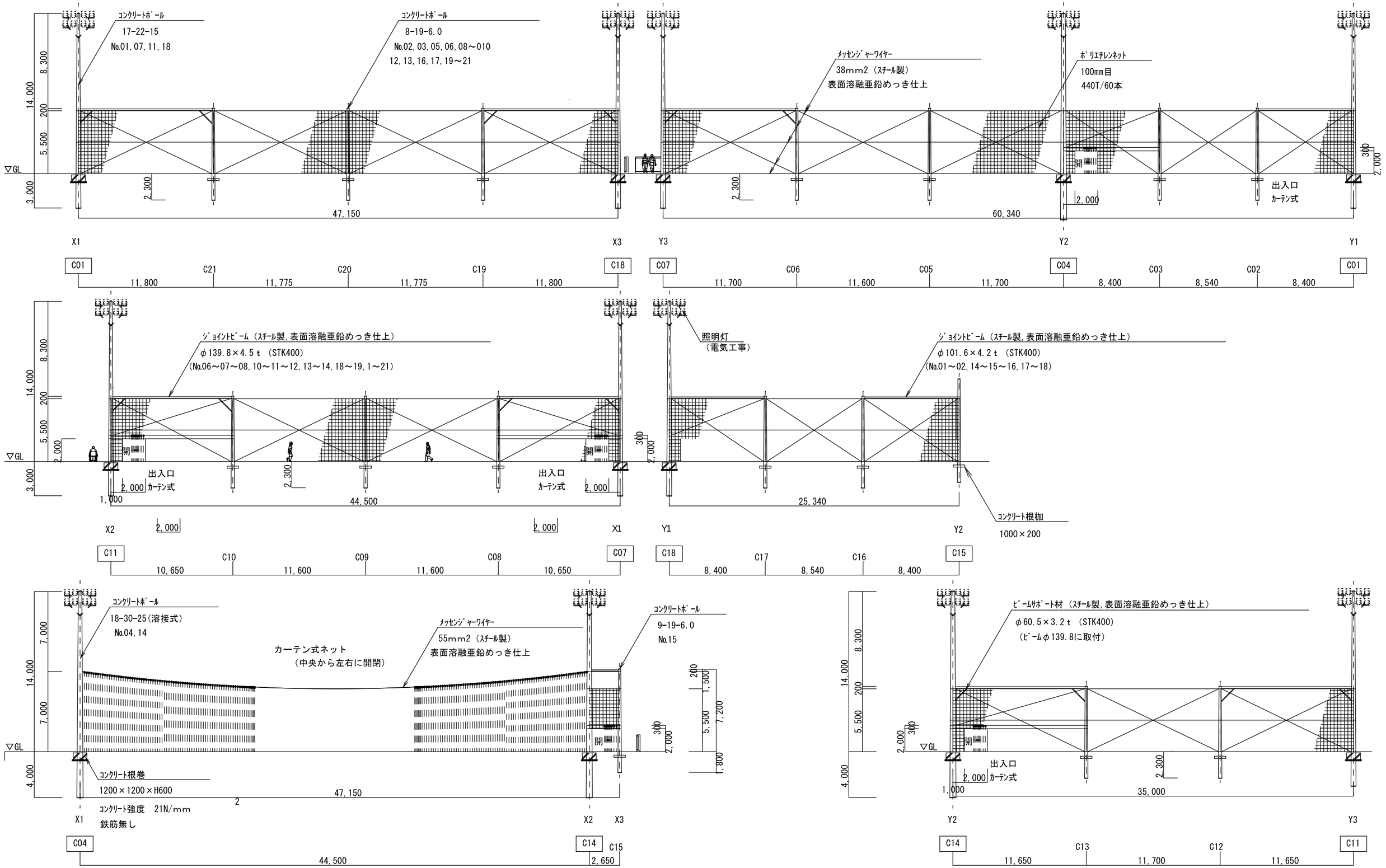

訂正	年 月 日	摘 要

株式会社歩デザインー級建築士事務所
ー級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏
TEL: 03-3626-8284　FAX: 03-3626-8289

作成	承認	工事名称	設計NO	図面NO
発行		ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事		A-009
		図面名称：防球ネット立面図　縮尺 A1: A3の200%　A3: 1:300	整理NO	

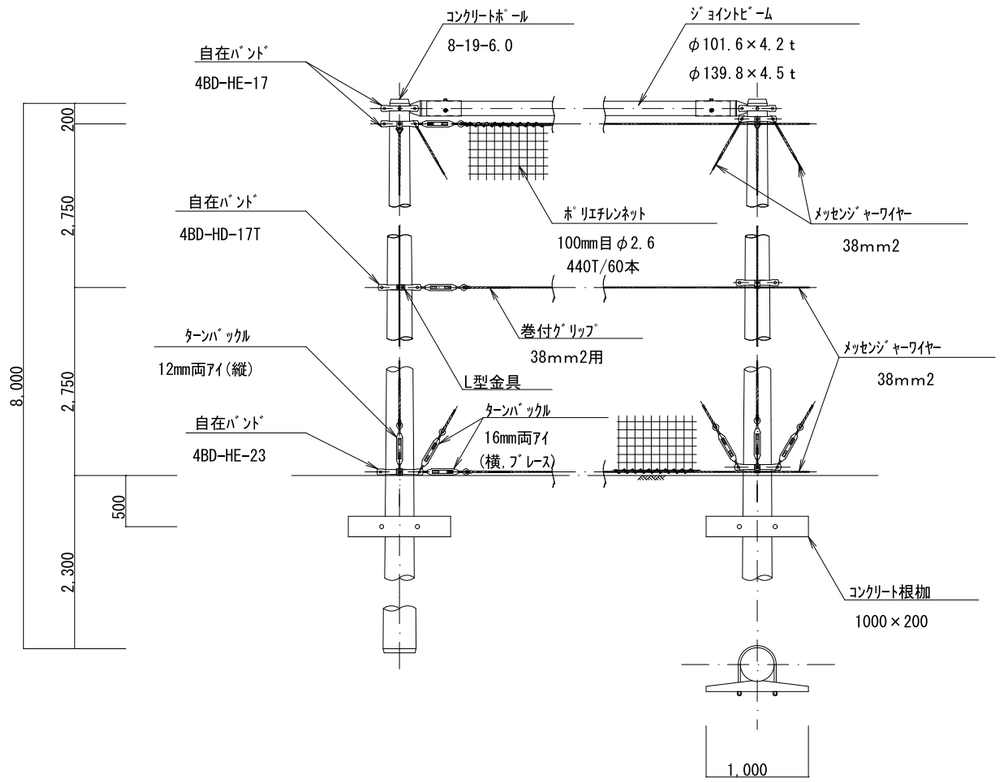

ネット取付け詳細図

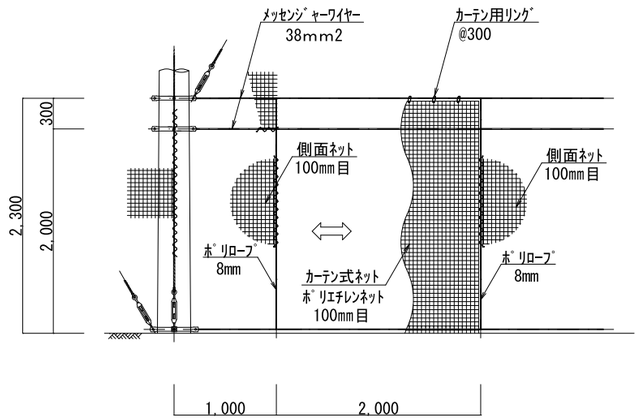

出入口取付詳細図

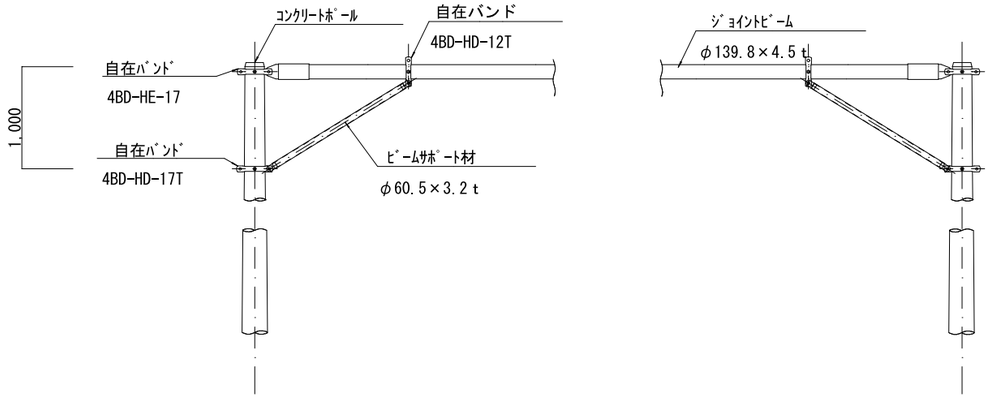

ビームサポート材取付け詳細図

ビームφ139.8用に取り付ける。

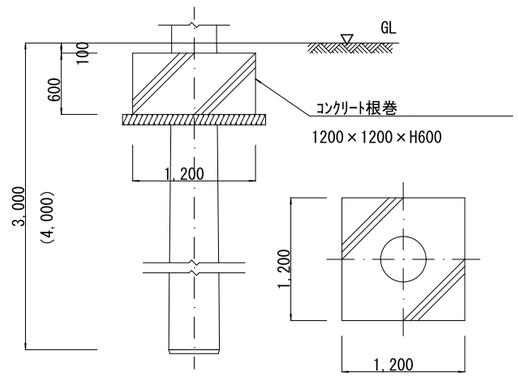

基礎詳細図

地上高14m部分

訂正 年 月 日	横：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 / 発行	承認	工事名称：ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事 図面名称：防球ネット詳細図（1） 縮尺：A1: A3:0200% 1:60	設計NO / 整理NO	図面NO A-010

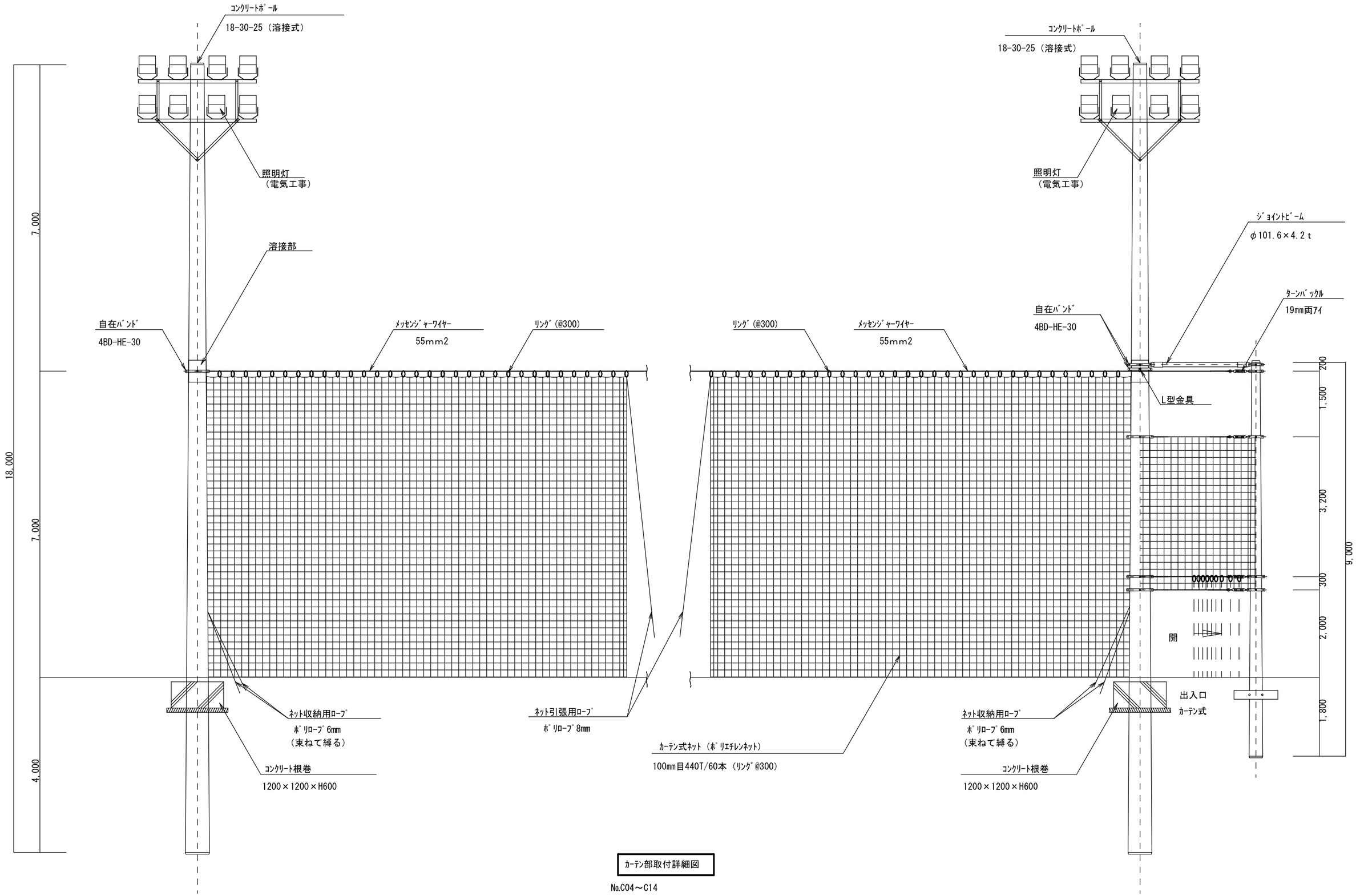

ｶｰﾃﾝ部取付詳細図

No.C04～C14

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 防球ネット詳細図（2） 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:80	整理NO	A-011

<凡例>

◄	雨水排水方向（U字溝は240を基本とする※赤破線部以外）
▼	防球ネット出入口
(****)	****を有効寸法として確保
D*	詳細図記号（別紙）

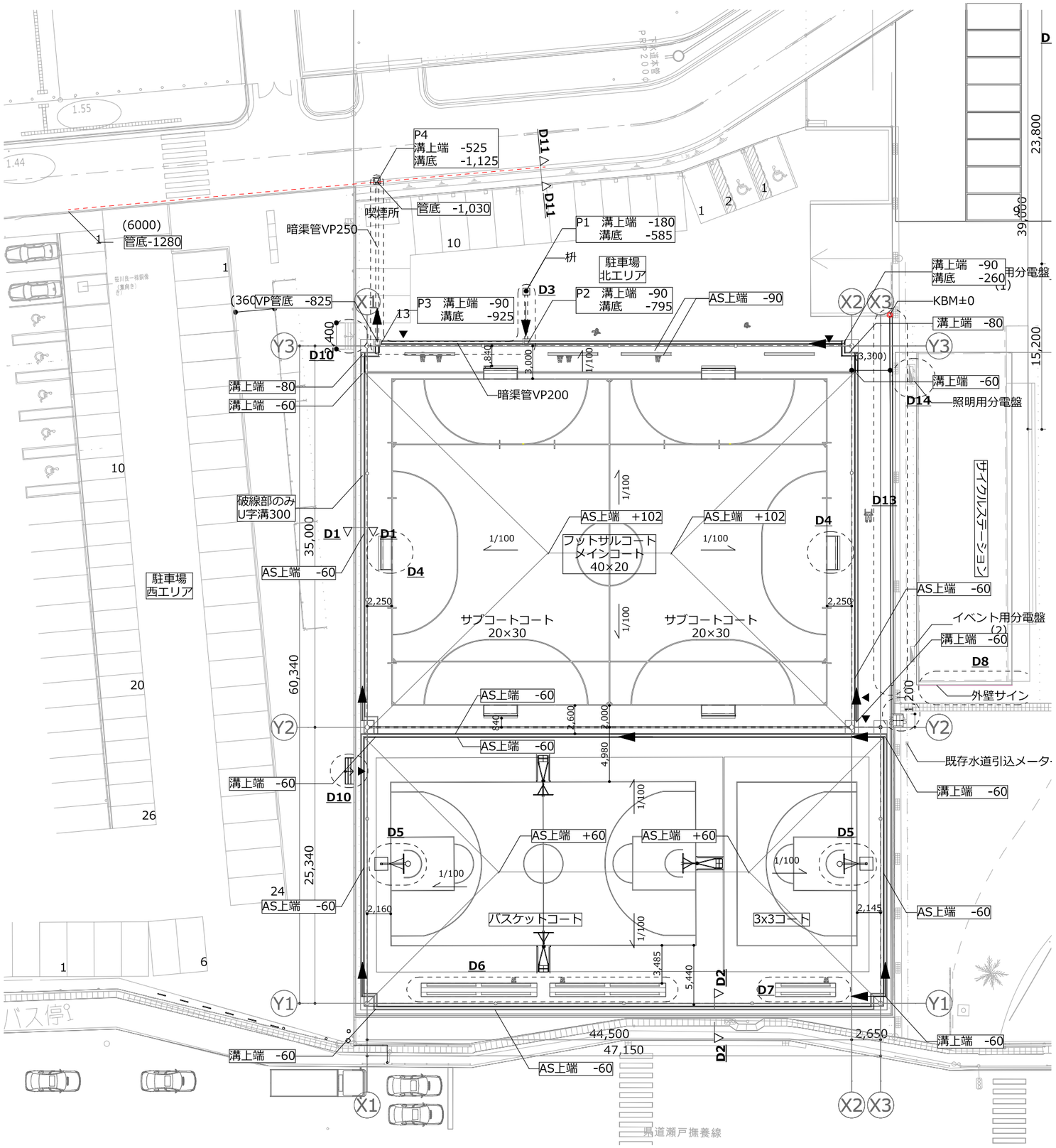

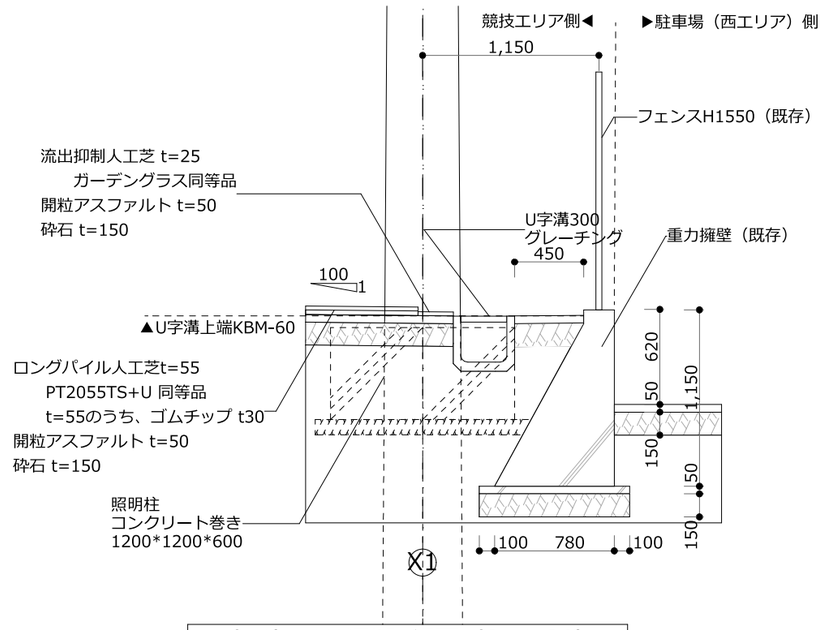

（D1） X1通り詳細図（S=1:20）

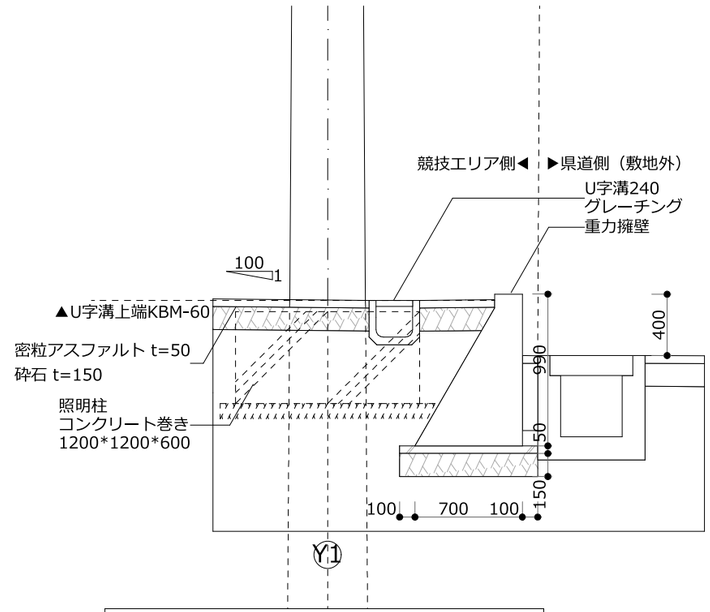

（D2） Y1通り詳細図（S=1:20）

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 詳細図（競技エリア1） 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:40, 1:400	整理NO	A-012

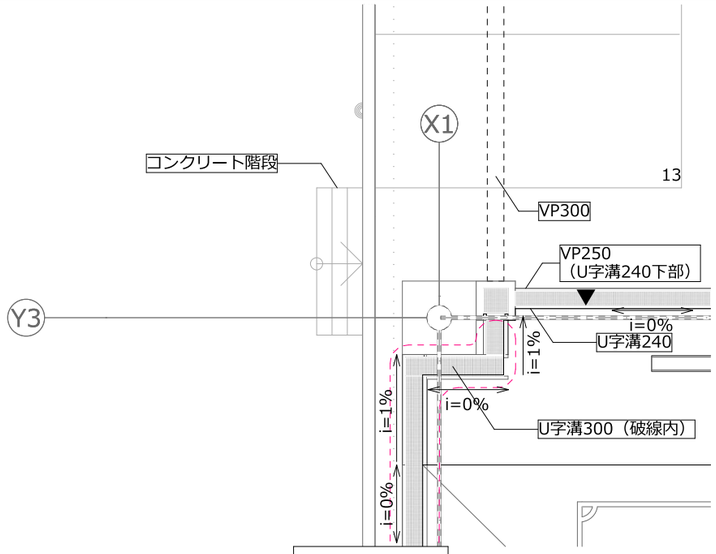

X1-Y3通り

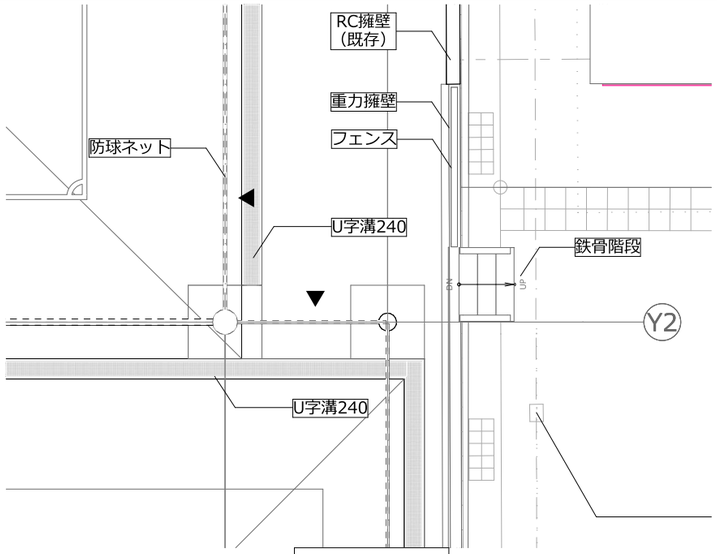

X3-Y2通り

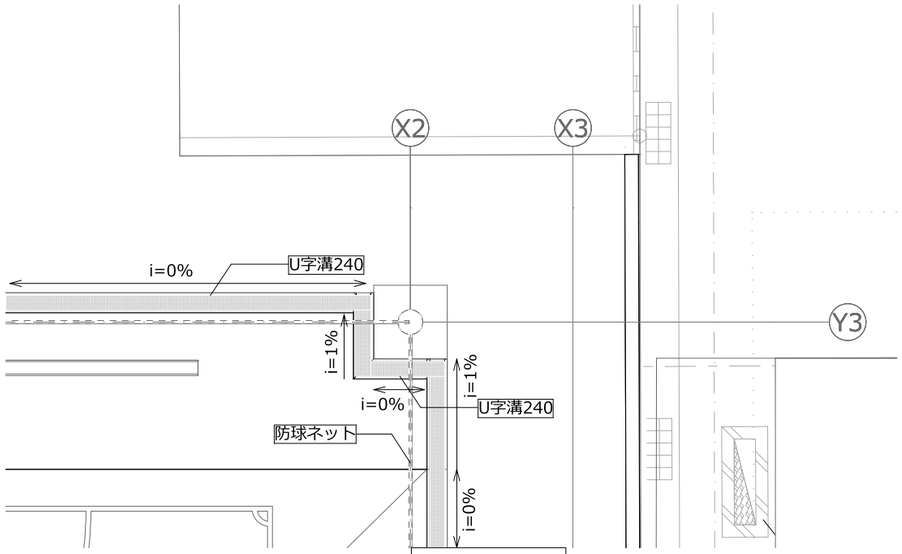

X2-Y3通り

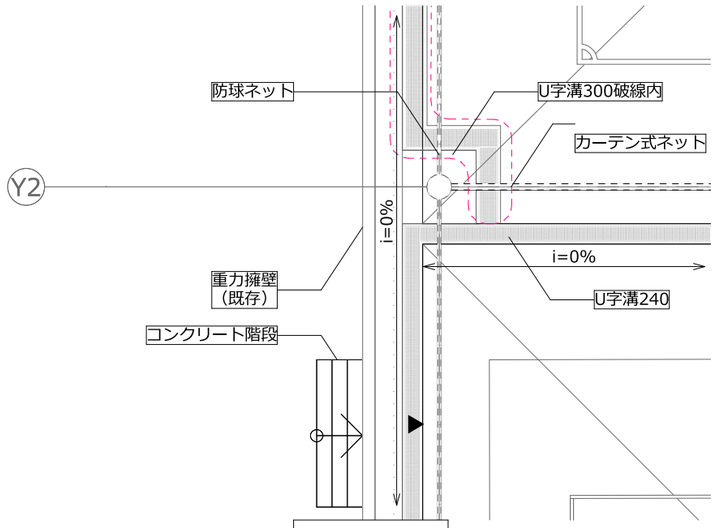

X1-Y2通り

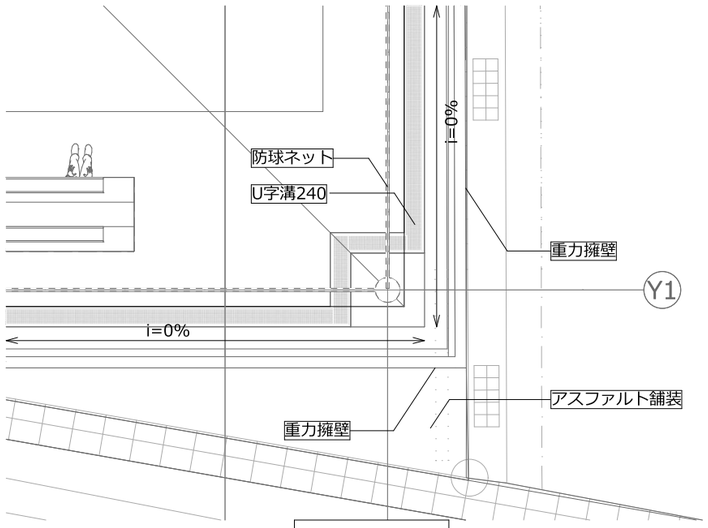

X3-Y1通り

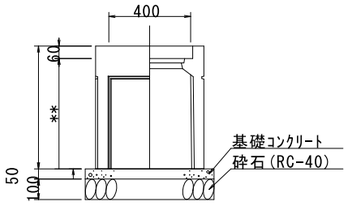

既成ｺﾝｸﾘｰﾄ製雨水桝
400角
蓋：溶融亜鉛鍍金ｽﾁｰﾙ製
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ細目
T-25ﾎﾞﾙﾄ固定
**は次の通りとする
P1：350、P2：650、P3：770、P4：540

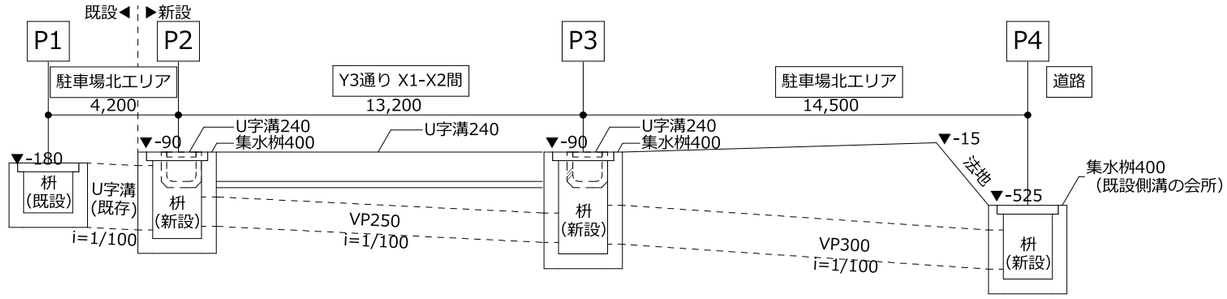

接地地盤レベル	-180	-90	-90	-90
排水管 管底レベル	-485	-695	-825	-1,030

※数値はKBM±0からの高さとする

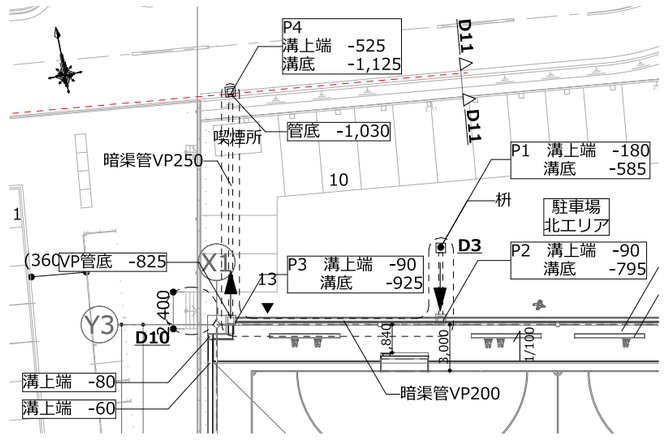

（D3）雨水排水処理

訂正 年 月 日	構：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 詳細図（競技エリア2） 縮尺：A1：A3の200% 1:100, 1:400, 1:100	整理NO 1:50	A-013

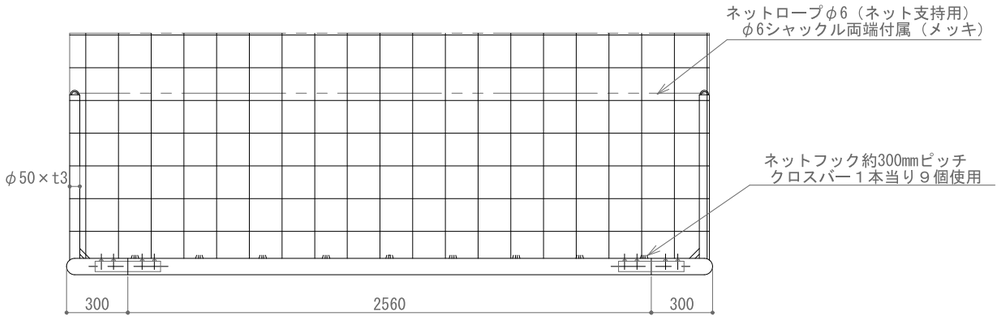

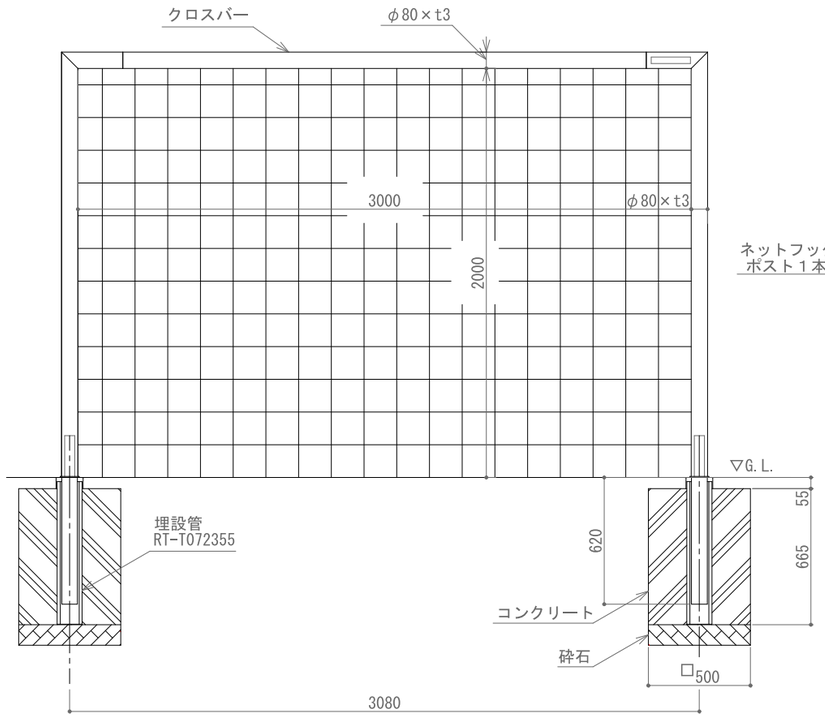

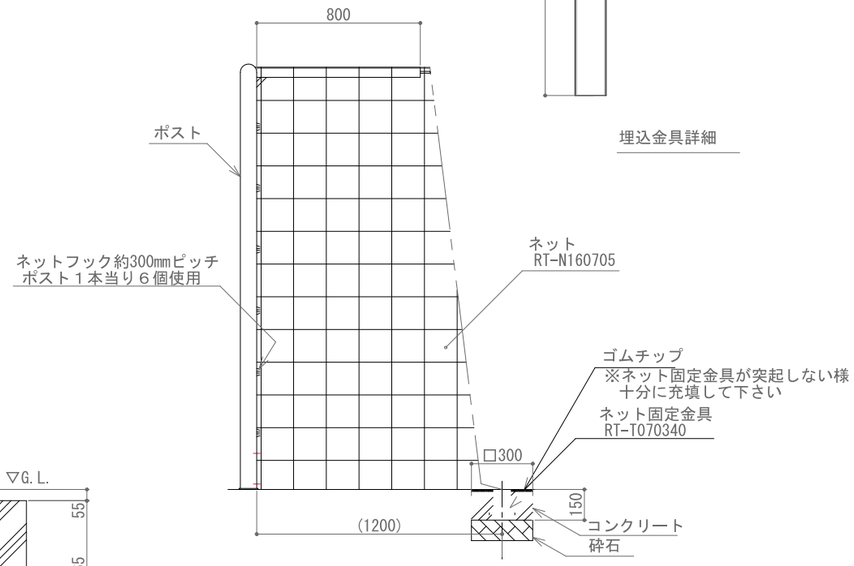

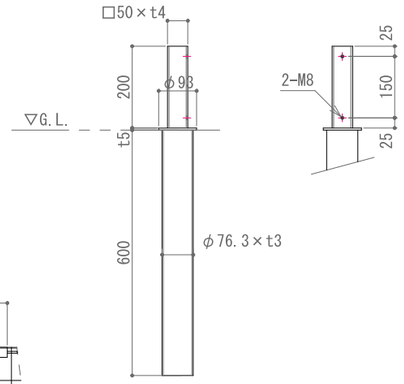

埋込金具詳細

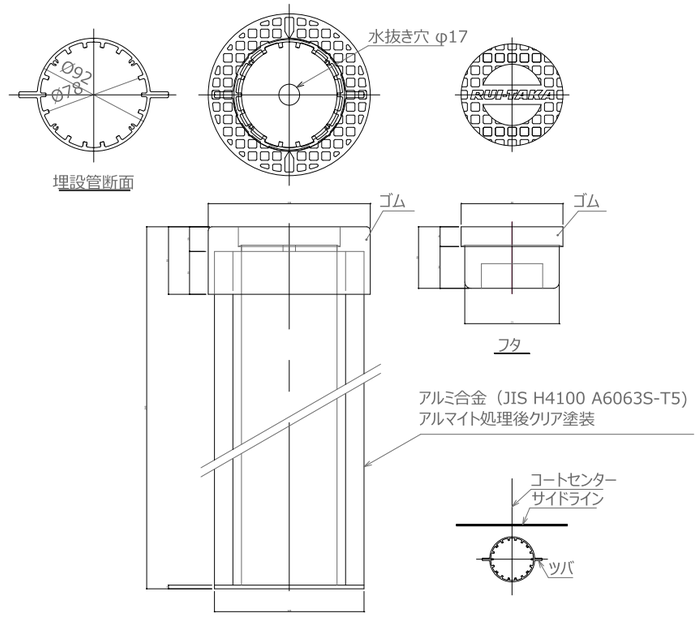

・上図の向きに施工すること。（サイドラインと埋設管のツバが平行になる向き）
・基礎モルタル、コンクリートの施工に際して急結剤は使用しないこと。
・埋設管内の水が溜まらないように施工すること。

名　　称	材　質・寸　法	仕上・備考
ネットフック	ナイロン	
ねじ類	ステンレス製（SUS304）	
埋込金具	ステンレス製（SUS304）	
φ80(ﾎﾟｽﾄ･ｸﾛｽﾊﾞｰ) φ50	アルミ合金(JIS H4100　A6063S-T5) 白色(JIS H8602)（一部焼付塗装）	アルマイト処理後電着塗装

（D4）移動式フットサルゴール埋設管

訂正 年 月 日	横：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 詳細図（フットサルゴール） 縮尺：A1: A3の200%　A3: 1:30, 1:5	整理NO	A-014

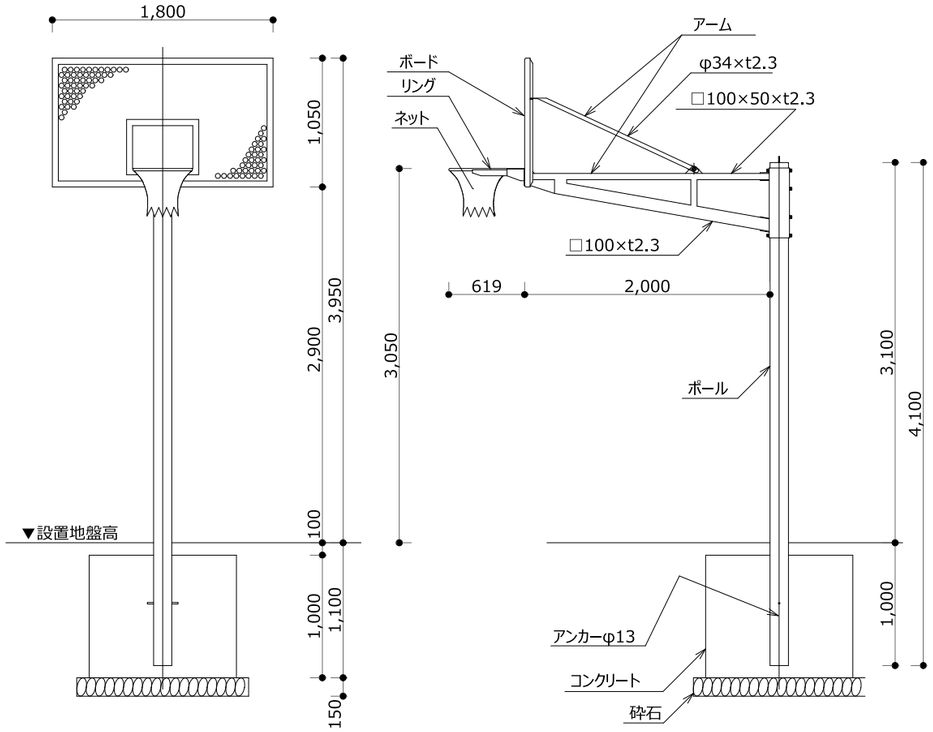

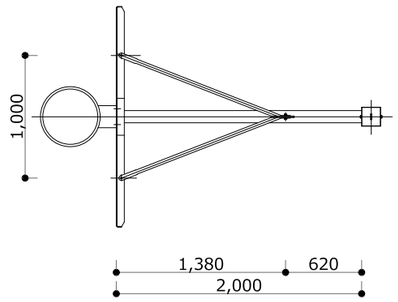

※バスケットゴールの設置高については、舗装計画完了後に調整・決定を行う。

（D５）　バスケットゴール詳細図（S=1:50）

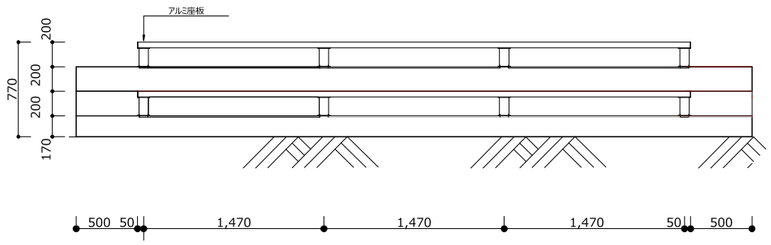

（D7）　3x3コート観覧席（S=1:50）

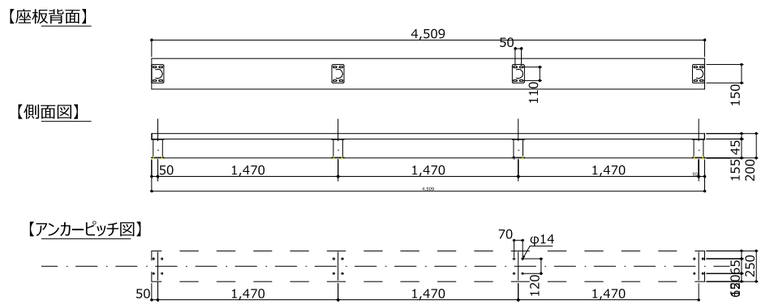

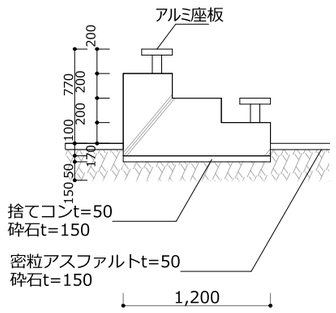

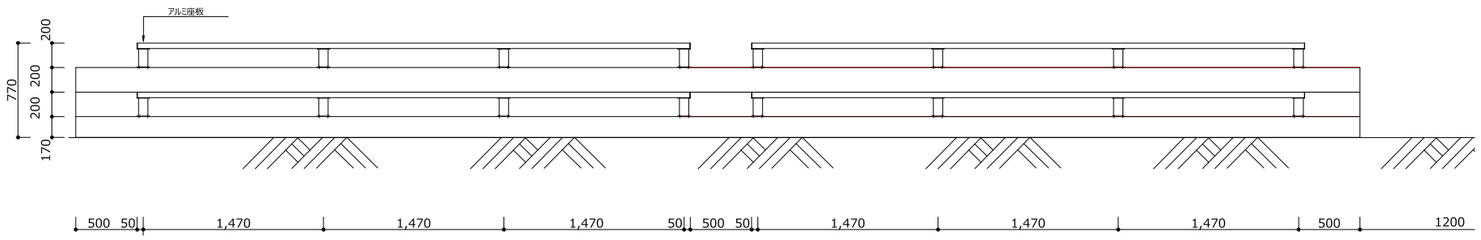

※アルミ座板は既存バスケットコートから再利用を優先とする
参考：アルミ座板　ルイ・ステージ長ベンチ仕様　RT-R142000

（D6）　バスケットコート観覧席（S=1:50）

訂正	年　月　日	備：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作　成	承　認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計ＮＯ	図面ＮＯ
				発　行		図面名称 詳細図（バスケットゴール・観覧席）　縮　尺：A1：A3の200%　A3：1:50	整理ＮＯ	A-015

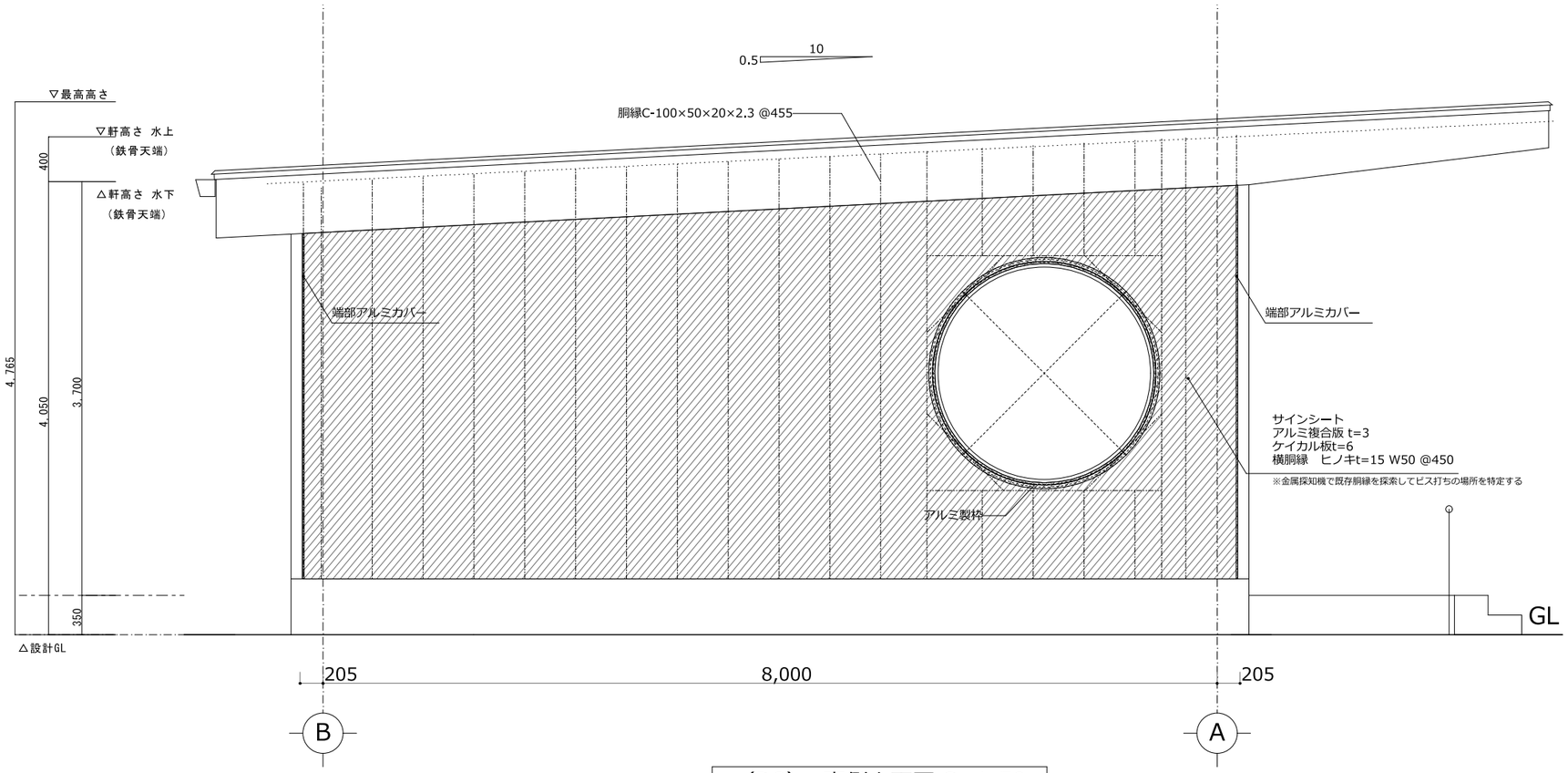

（D8） 南側立面図 S=1:50

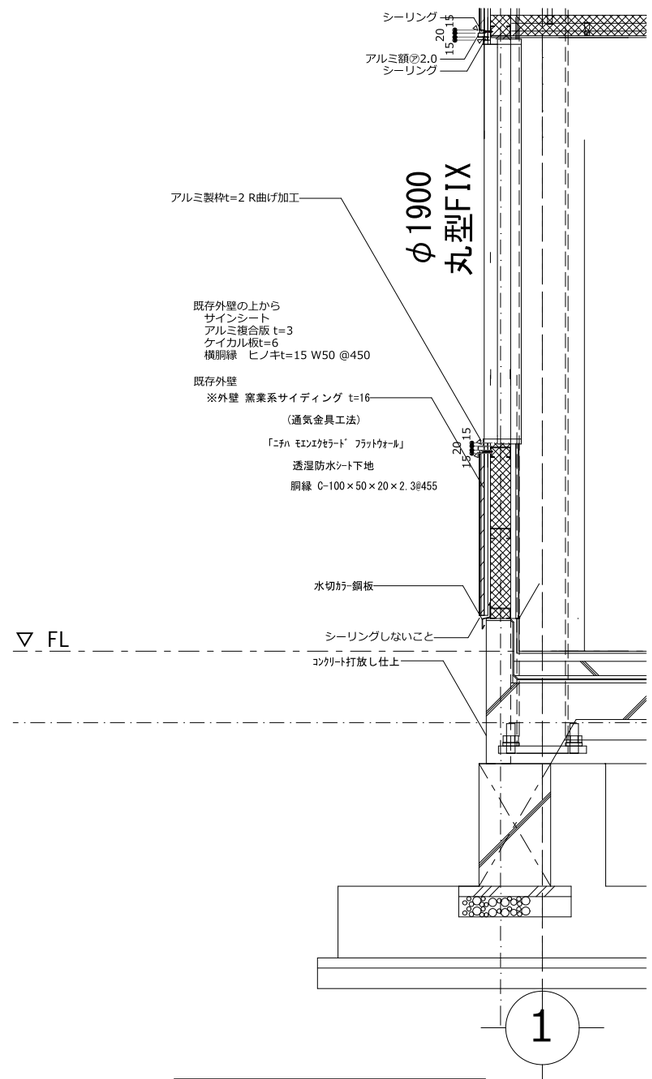

（D8） 断面図 S=1:20

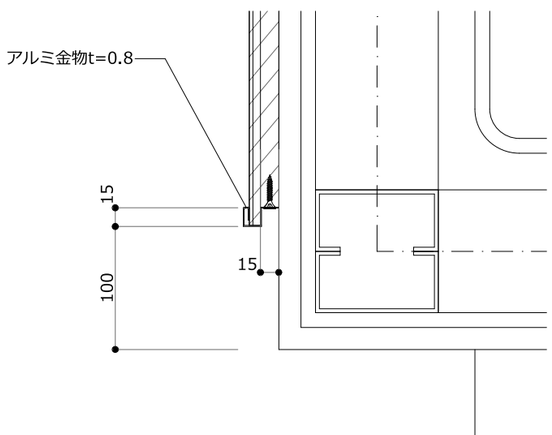

（D8） 端部（S=1:5）

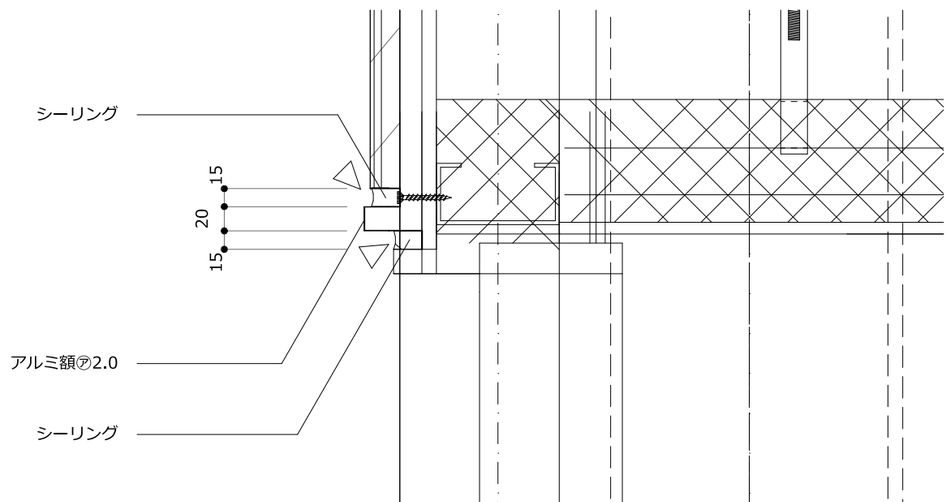

（D8） 建具アルミ枠詳細図（S=1:5）

※赤で表記した部分が本工事部

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 詳細図（サイクルステーション外壁） 縮尺：A1: A3の200% A3:30, 1:50, 1:5	整理NO	A-016

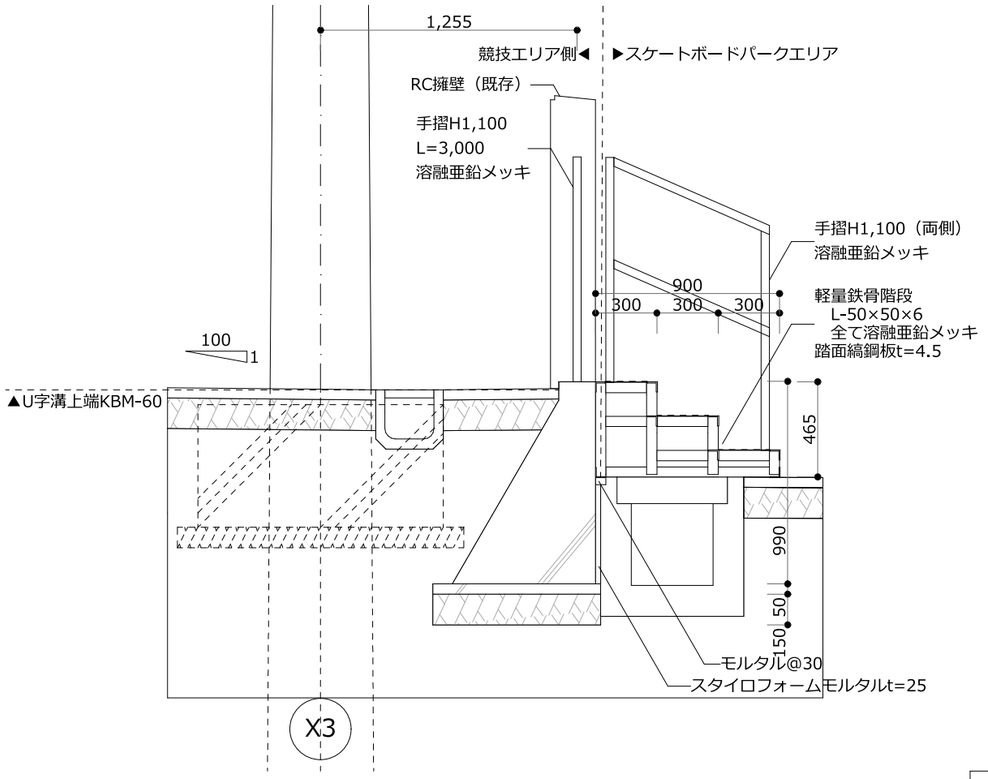

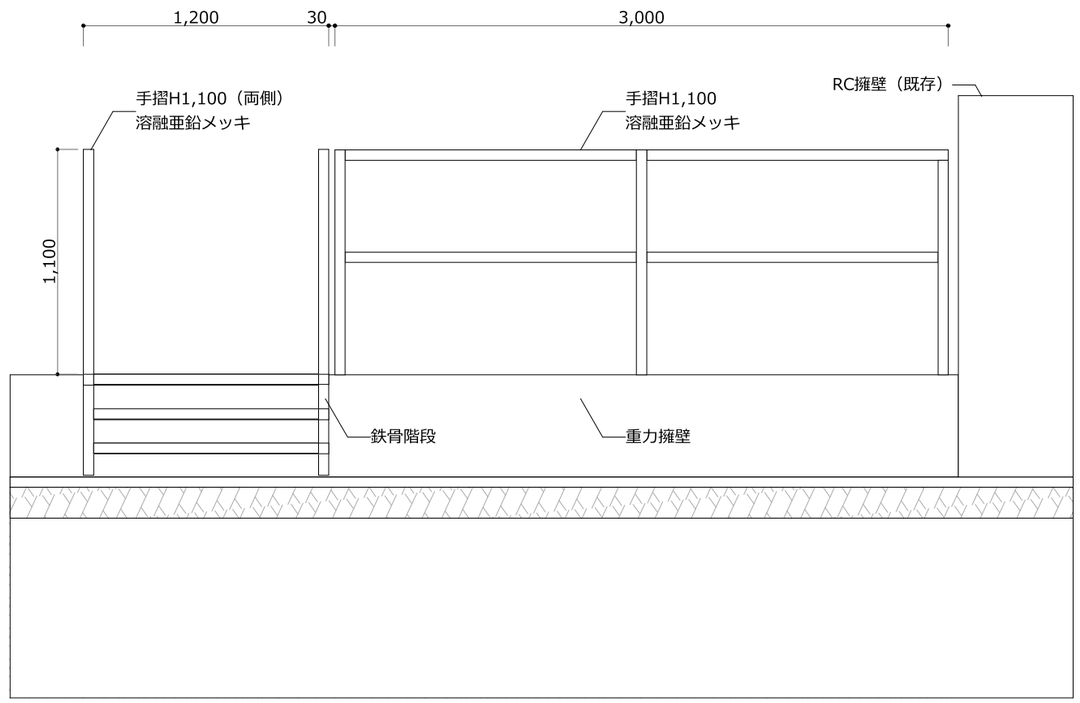

（D9）　鉄骨階段（S=1:30）

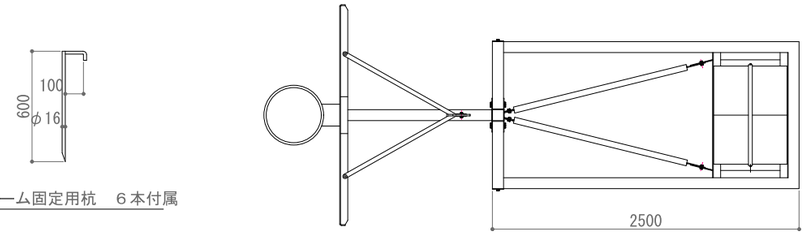

フレーム固定用杭　６本付属

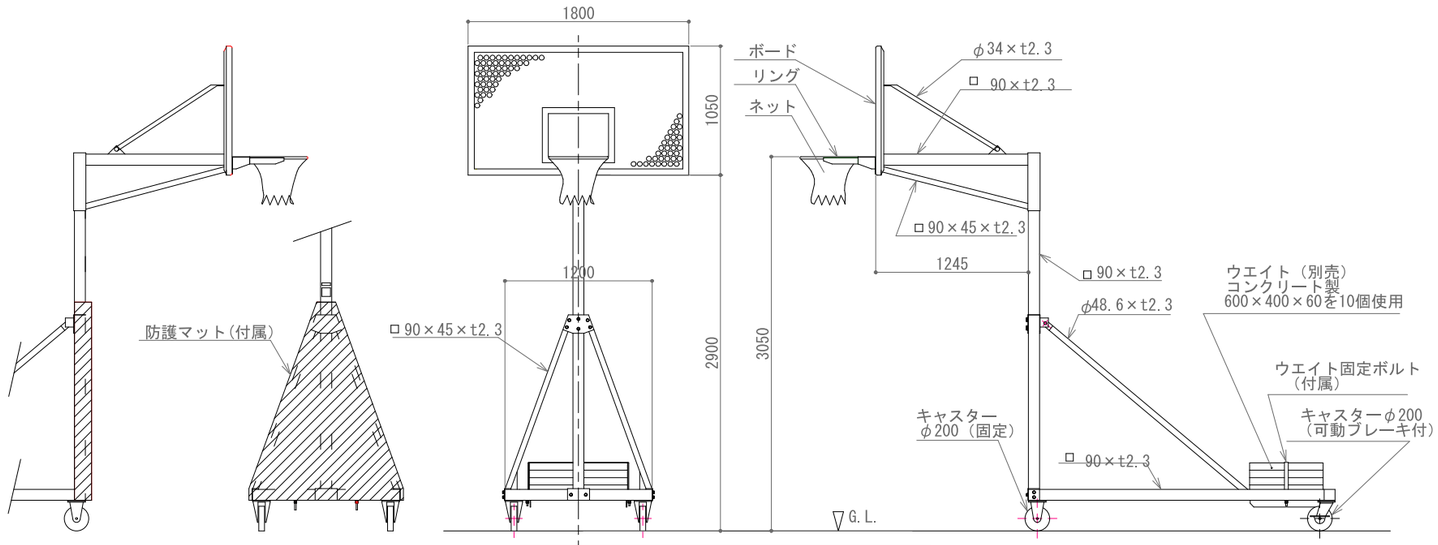

移動式バスケットコート（S=1:50）

訂正 年 月 日	横：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 雑詳細図（１） 縮尺：A1：A3の200%　A3：1:30, 1:50	整理NO	A-017

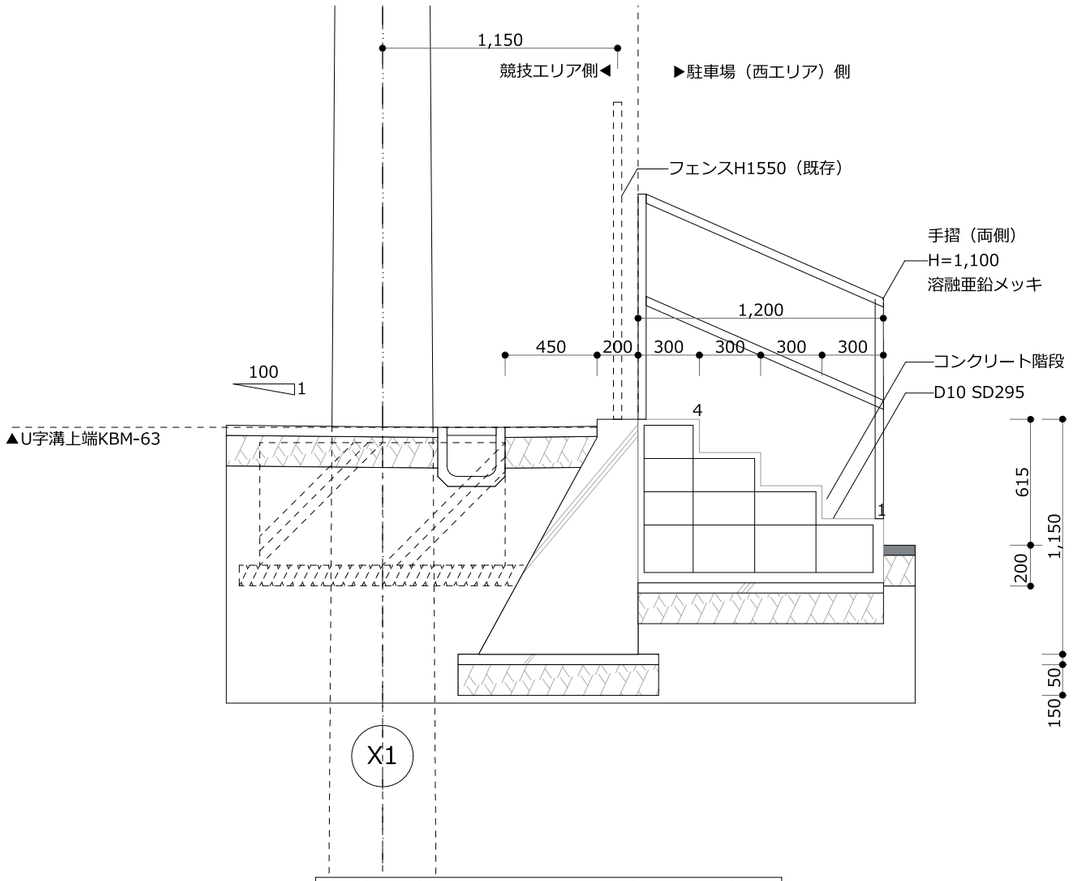

（D10）　コンクリート階段（S=1:30）

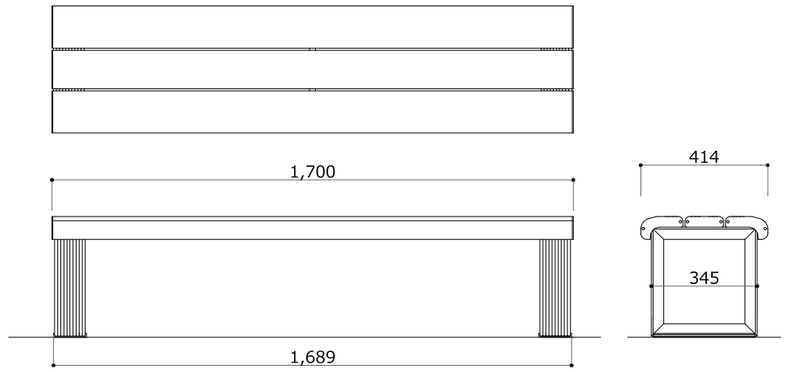

ベースゴム：ポリプロピレン
座板：アルミ合金（JIS H4100 A6063S-T5）
脚部：アルミ合金（JIS H4100 A6063S-T5）

フットサルコートに4基

フットサルベンチ(S=1:20)

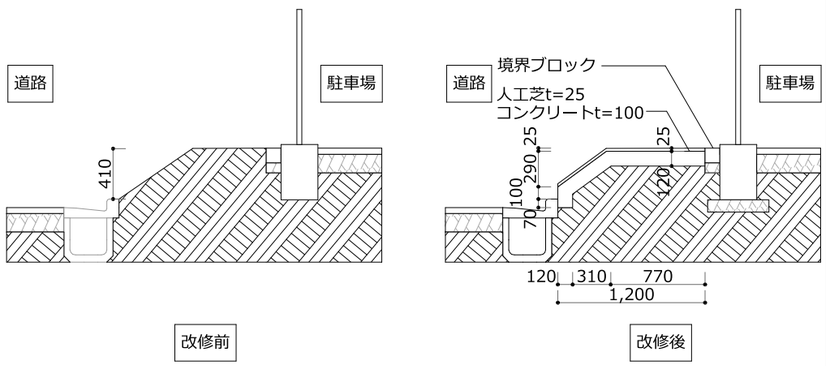

（D11）北側法地改修（S1:50）

訂正	年　月　日	摘：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作　成	承　認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計ＮＯ	図面ＮＯ
				発　行		図面名称 雑詳細図（２）　縮　尺：A1: A3の200% A3:50, 1:30, 1:20	整理ＮＯ	A-018

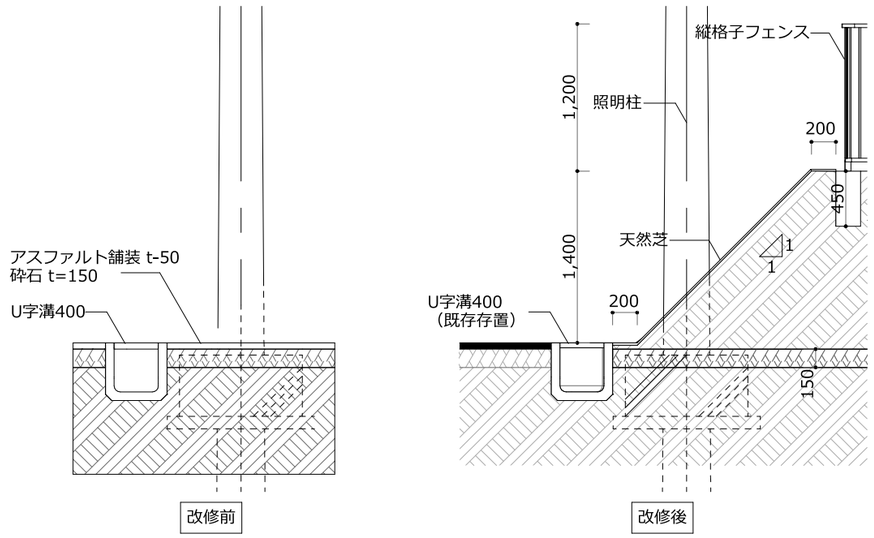

（D12） スケートボードエリア面図（S=1:50）

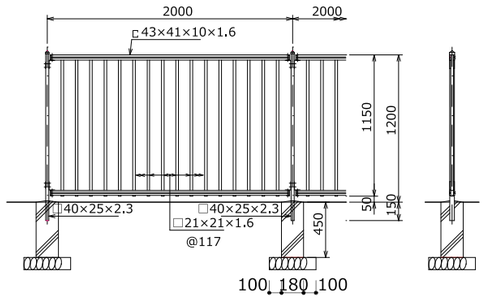

縦格子フェンス（S=1:50）

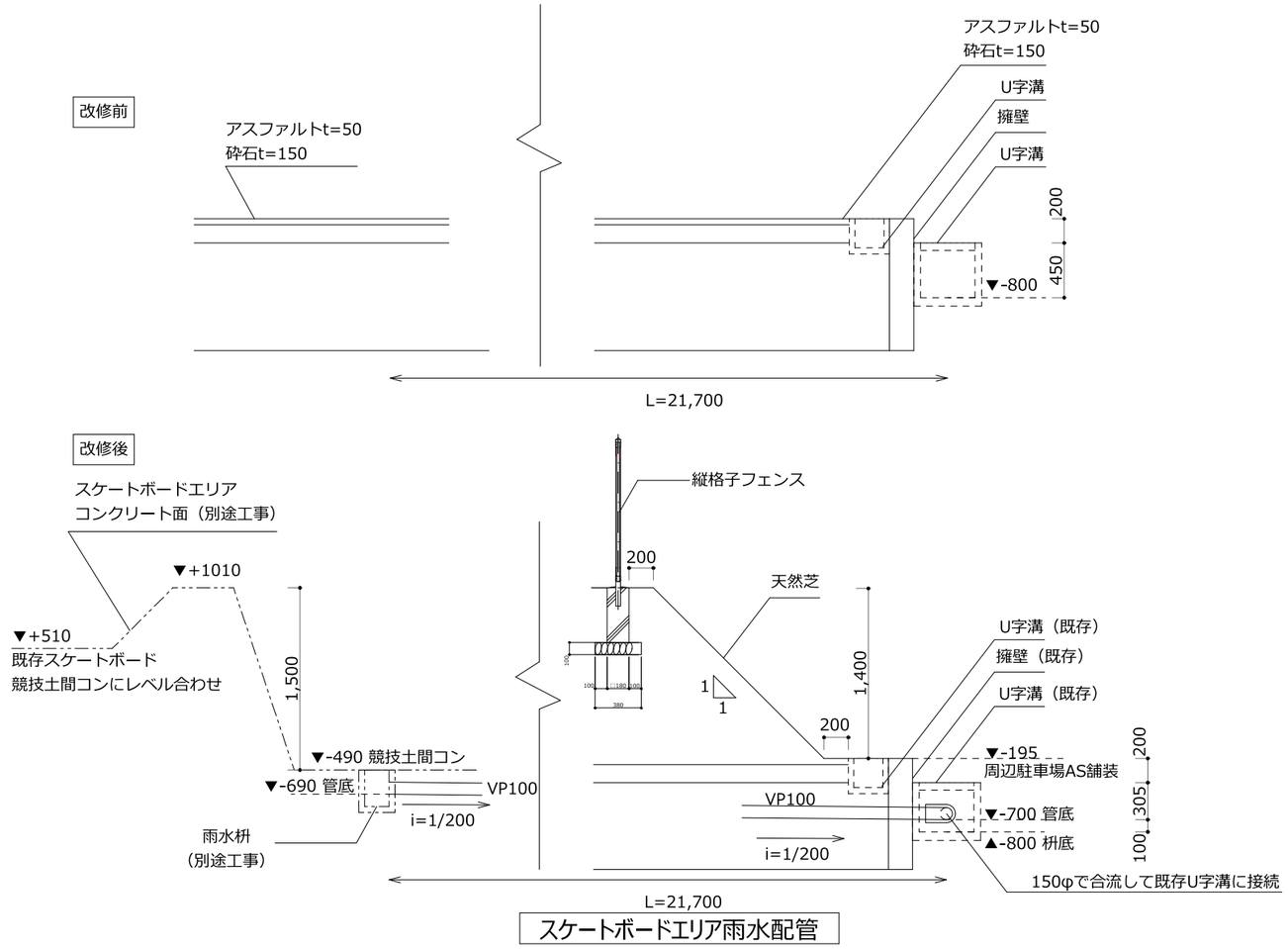

スケートボードエリア雨水配管

（注記）※L=16,300の埋設管も同様
・埋設VP管は、勾配1/200以上とすること
・盛土の高さ、形状、埋設配管の接続位置は、施工計画段階で市監督職員及び監理者に承認を得て決定すること。

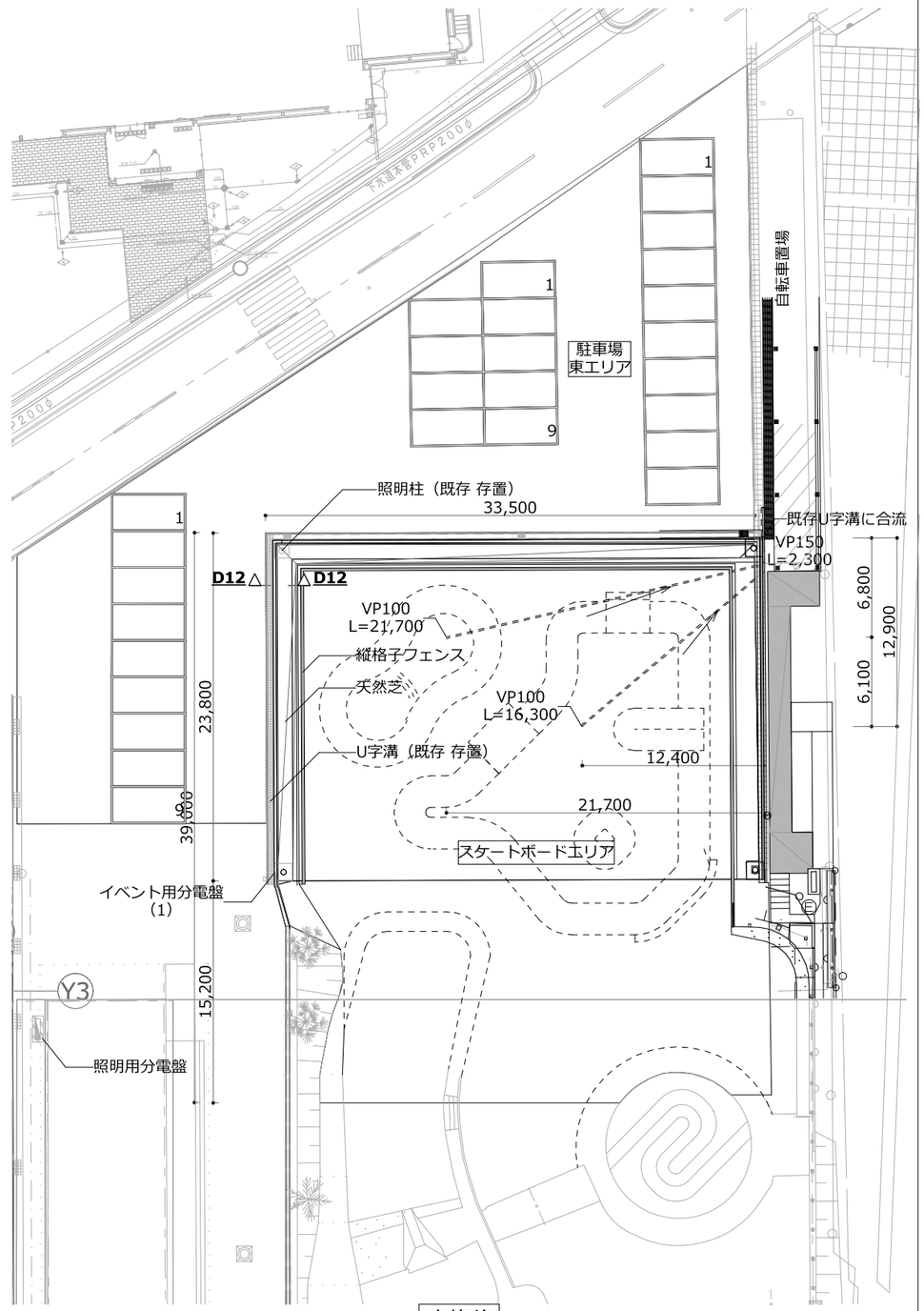

改修後

訂正 年 月 日	備考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 / 発行	承認	工事名称：ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事 図面名称：雑詳細図（3）	縮尺：A1: A3の200% A3: 1:50, 1:400	設計NO / 整理NO	図面NO A-019

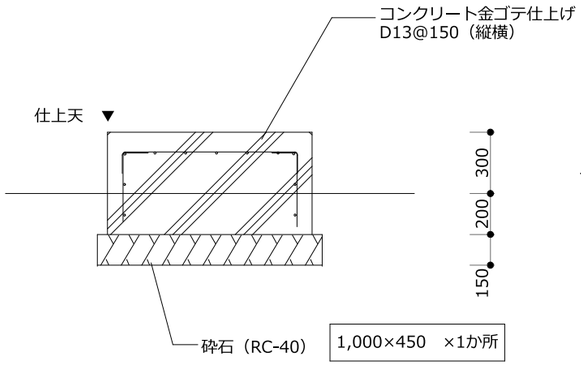

（D14）　設備基礎

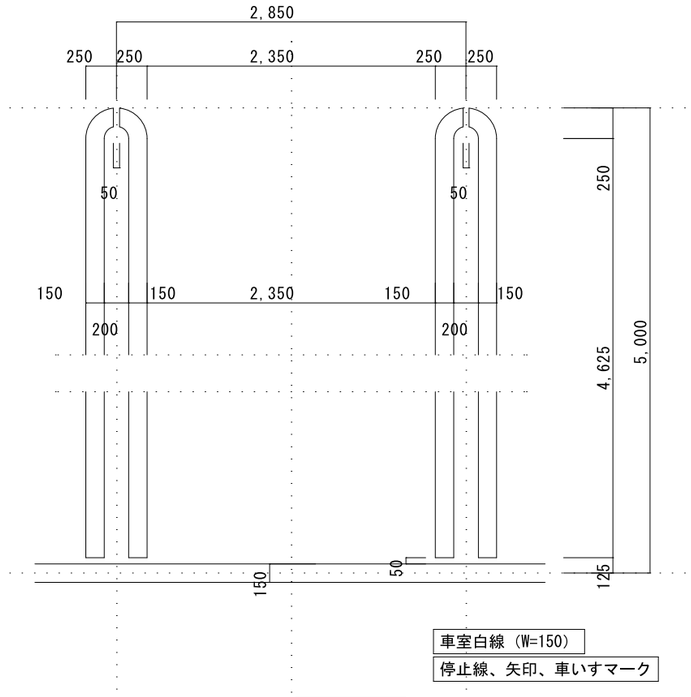

ライン引き

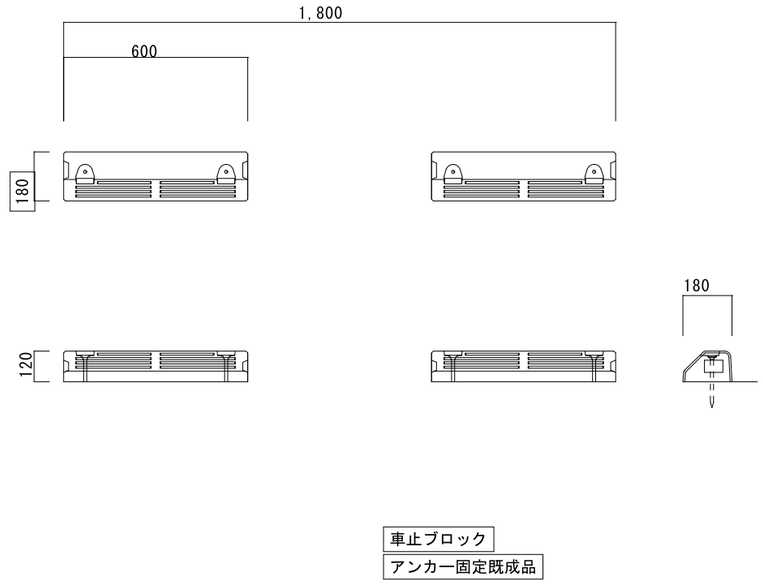

車止め

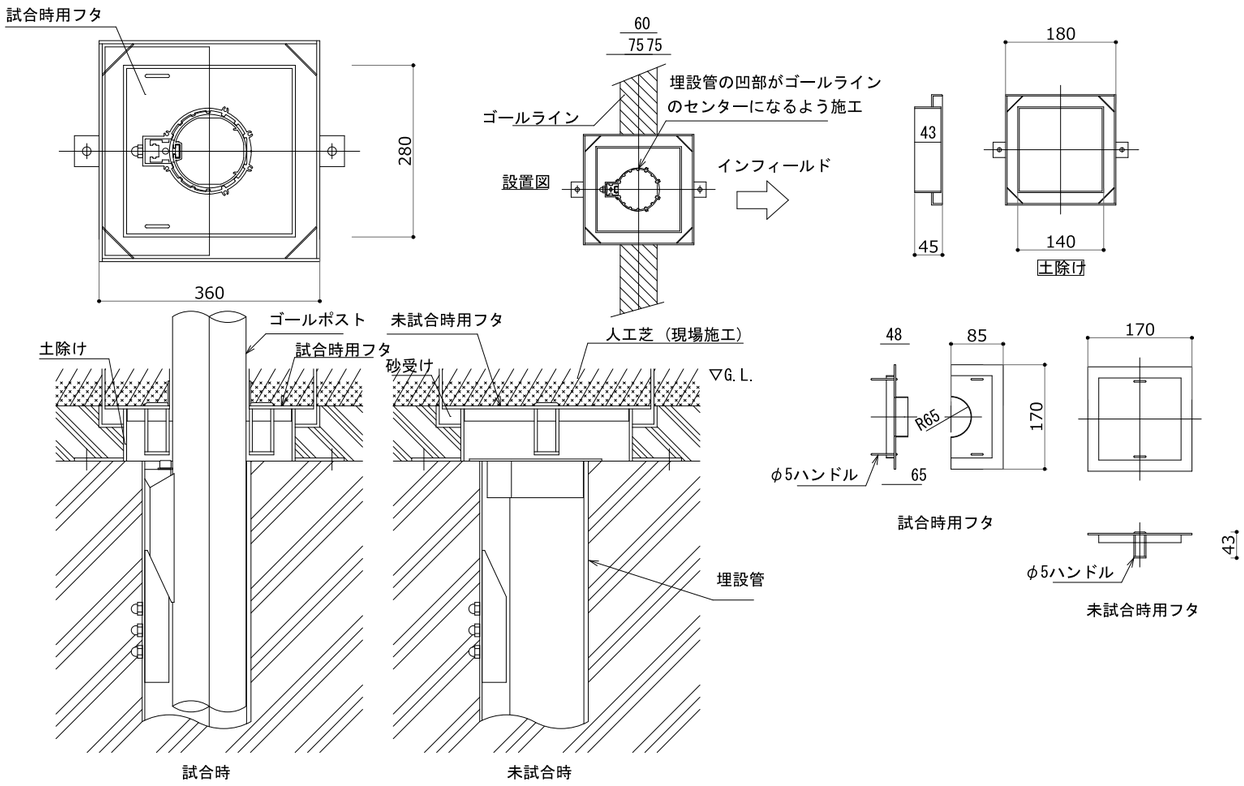

ターフトレイ（S=1:10）

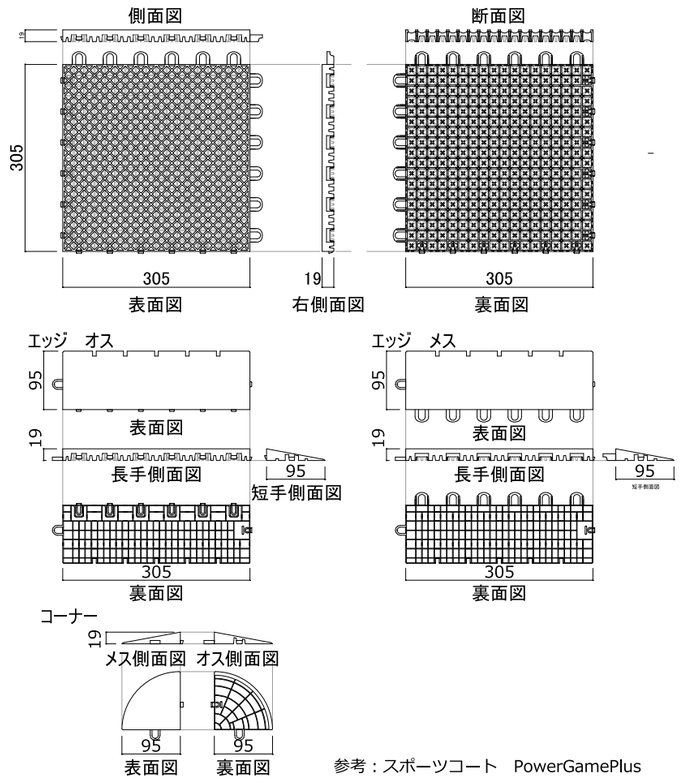

参考：スポーツコート　PowerGamePlus

スポーツコート（S=1:10）

訂正 年 月 日	横：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 雑詳細図（4） 縮尺：A1: A3の200%　A3: 1:30, 1:10	整理NO	A-020

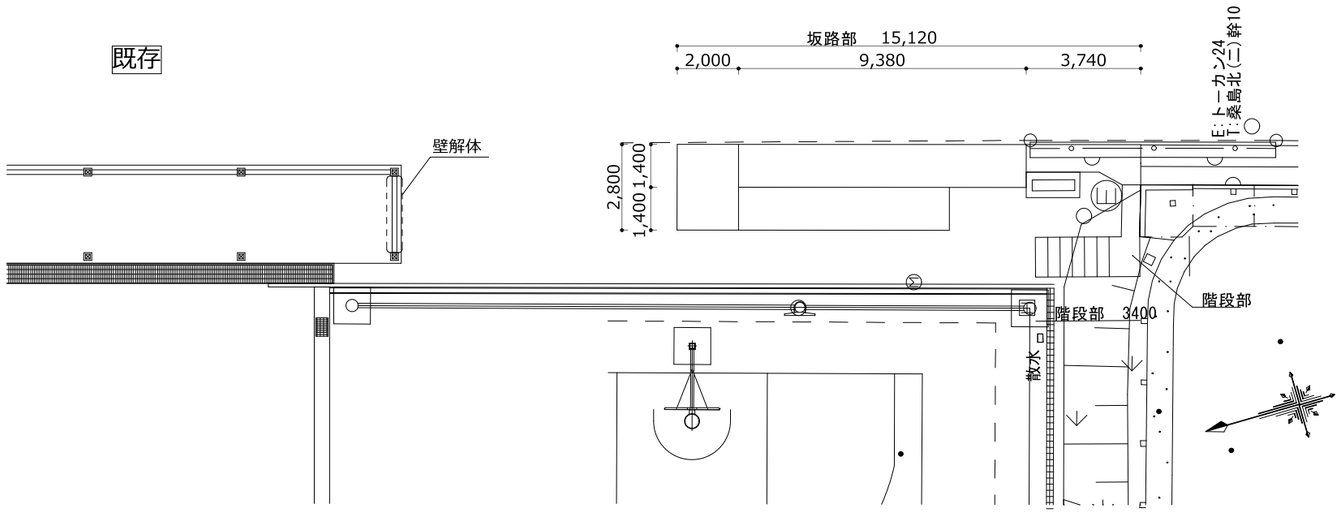

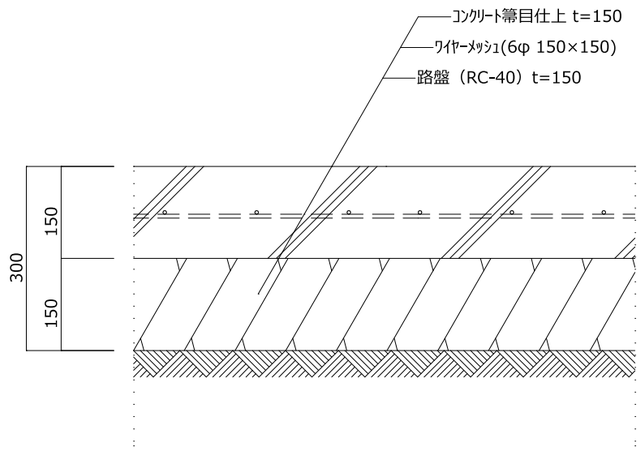

コンクリート舗装断面

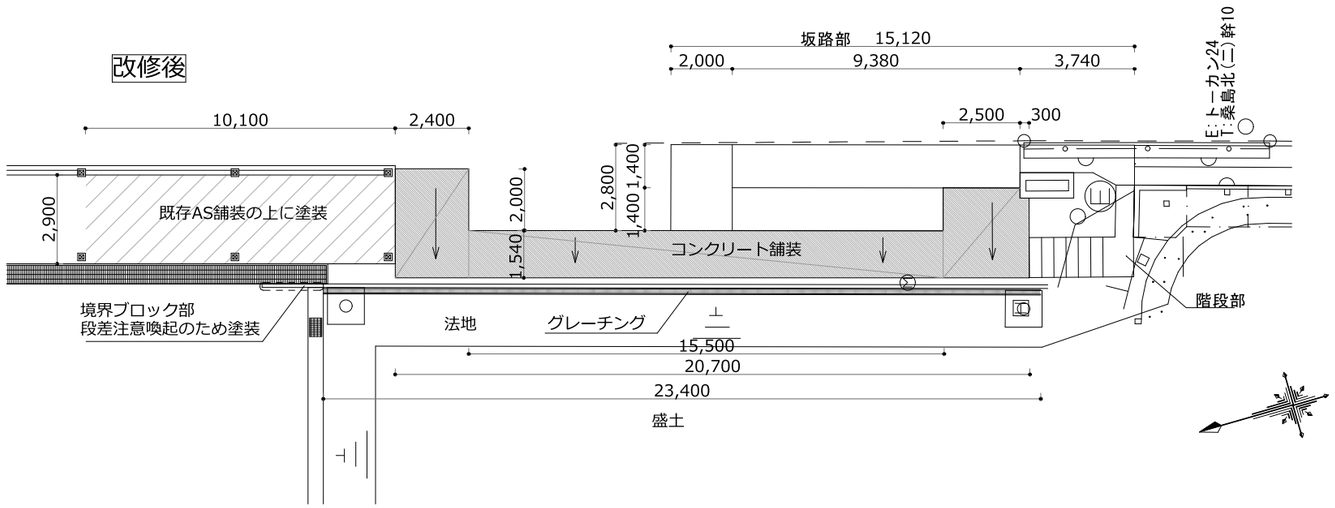

コンクリート舗装角部分は面取りを行うこと。

訂正 年 月 日	備：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 雑詳細図（5） 縮尺：A1: A3の200% A3: 1:200, 1:30	整理NO	A-021

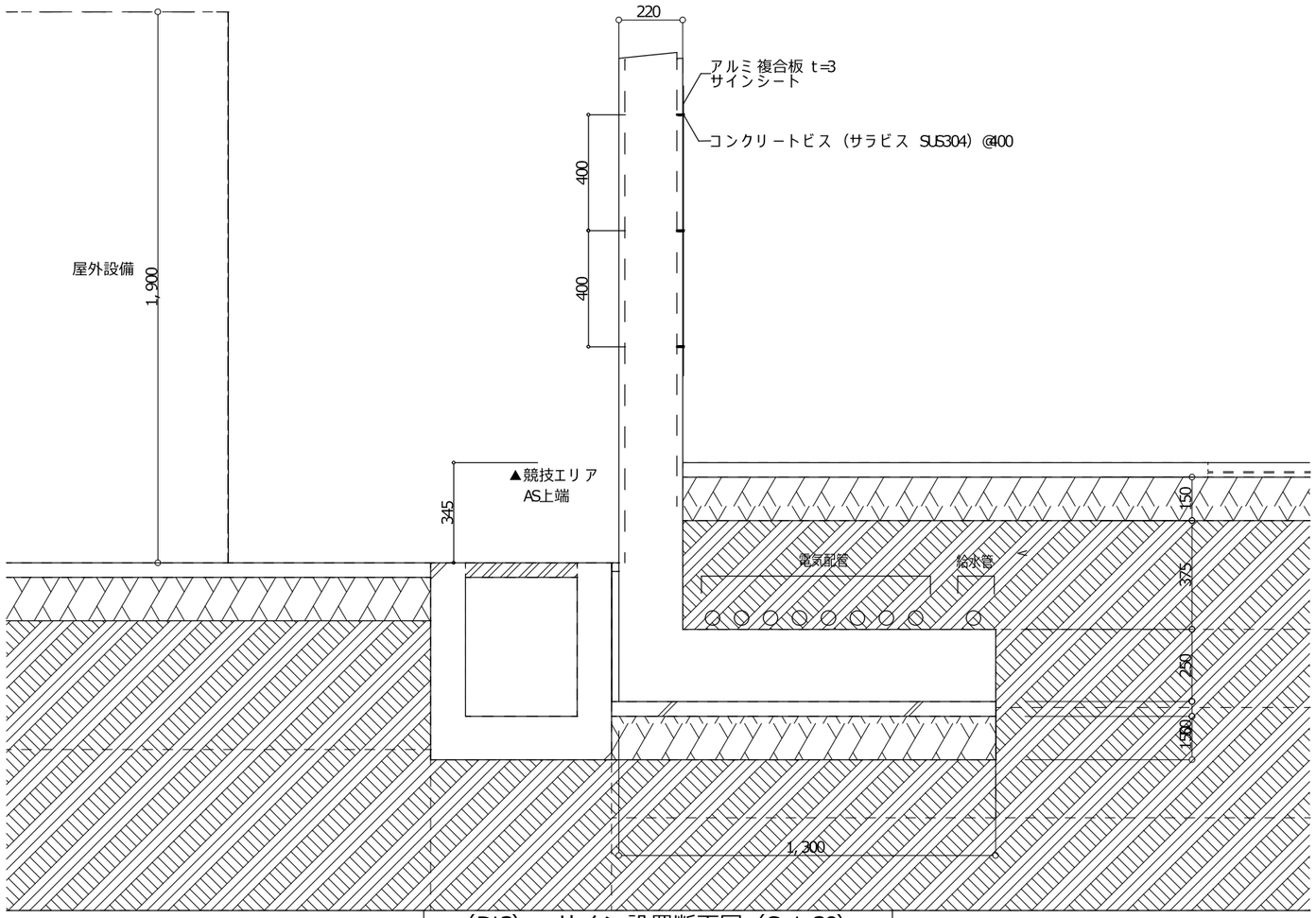

（D13）　サイン設置断面図（S=1:20）

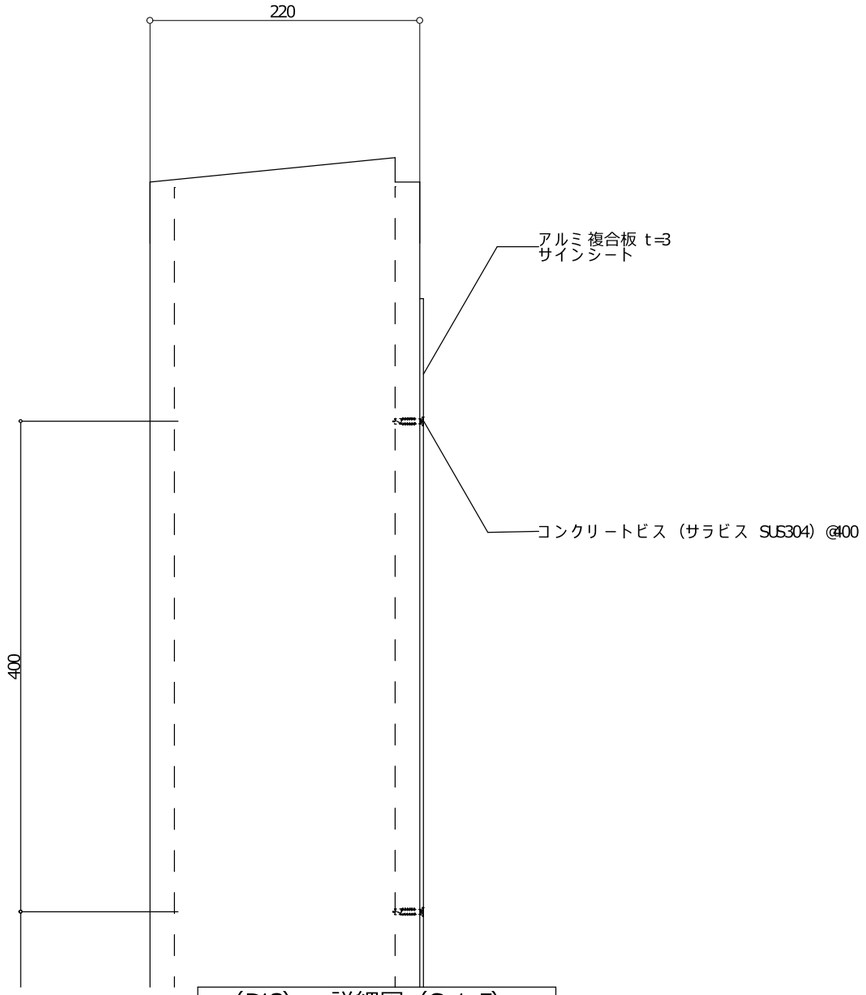

（D13）　詳細図（S=1:5）

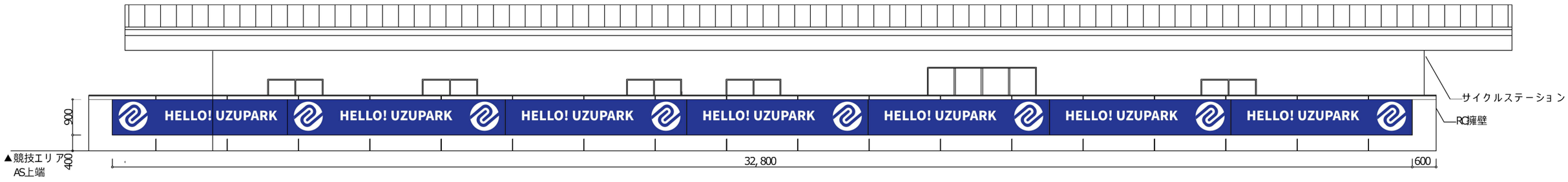

（D13）　RC擁壁サイン立面図（S=1:100）

訂正	年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
				発行		図面名称 サイン図（1）	縮尺 A1: A3の200% A31:100, 1:20, 1:5	整理NO A-022

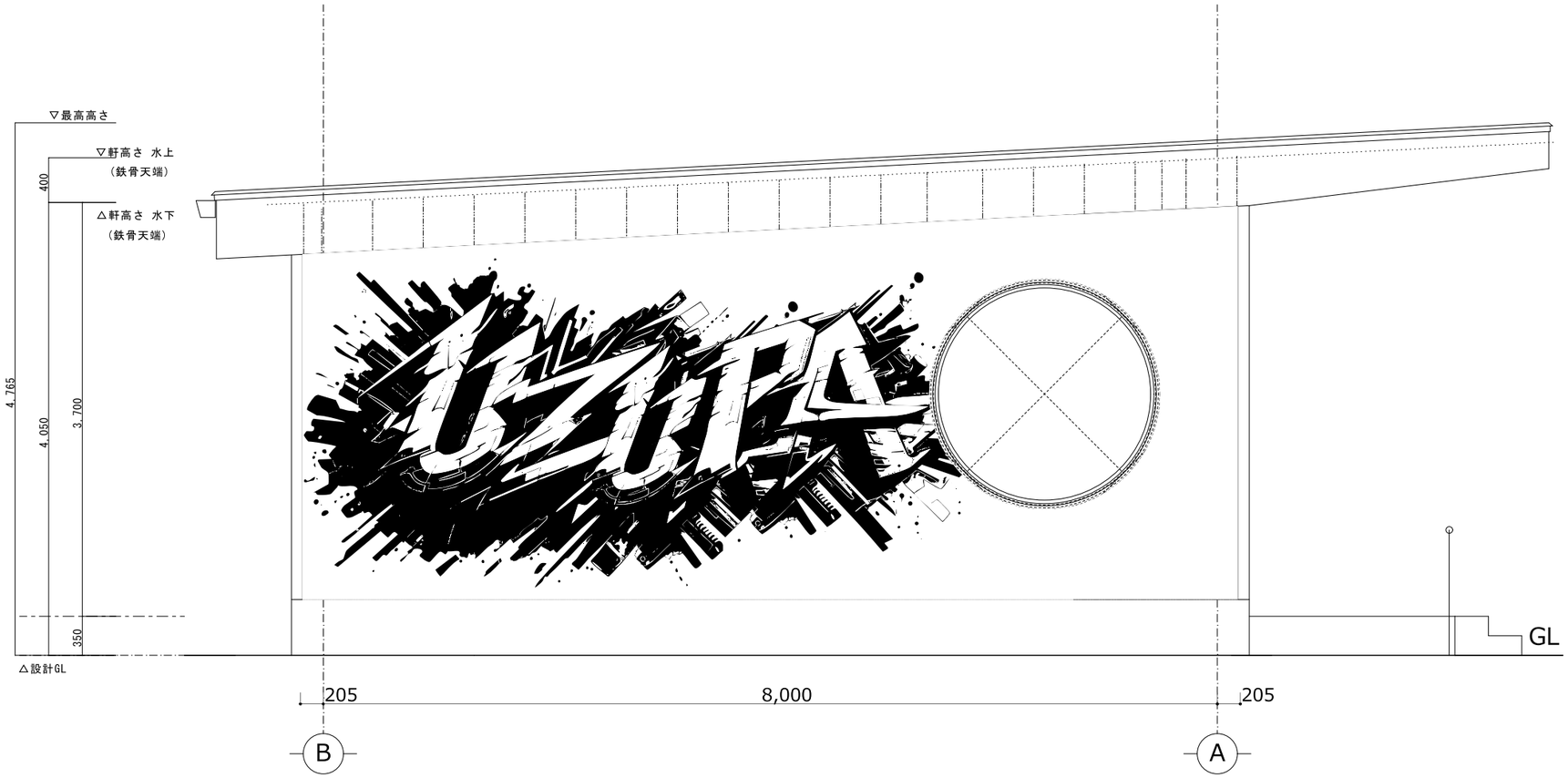

（D8） サイン立面図 S=1:50

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 / 発行	承認	工事名称：ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事 図面名称：サイン図（2） 縮尺：A1: A3の200% A3: 1:50, 1:2.95	設計NO / 整理NO	図面NO A-023

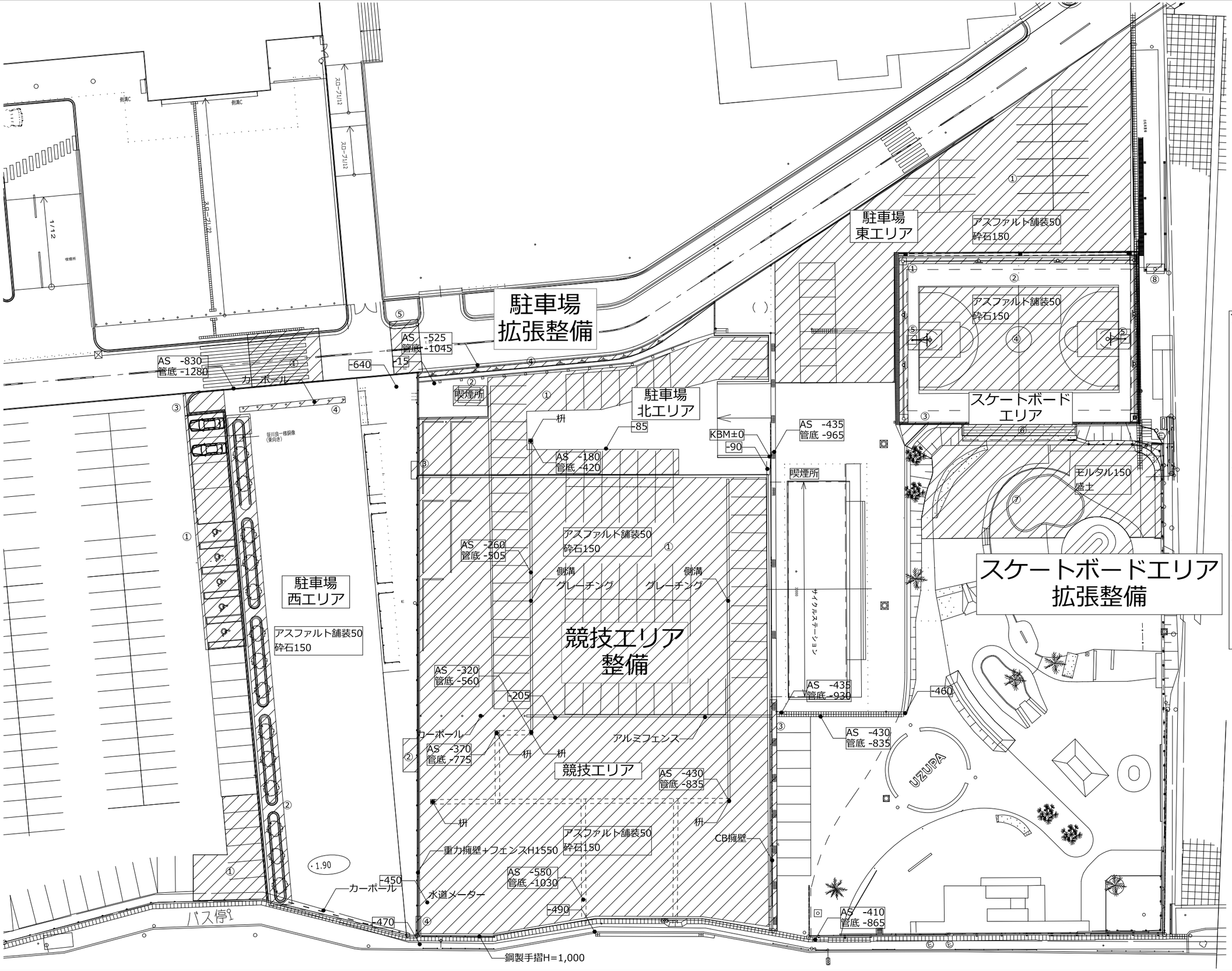

<解体対象>
・競技エリア
①駐車場撤去
（アスファルト舗装、U字溝及び
集水桝、アルミフェンス、
カーポール、ケーブル架空中継ポール、
水道メーター）
②手摺ー部撤去
（階段上がり部及び南側歩道境界部）
③CB擁壁撤去
④既存重力擁壁ー部解体

・駐車場　西エリア
①駐車ライン消去
②植栽撤去
③縁石撤去
④カーポール撤去
⑤横断歩道段差解消

・駐車場　北エリ ア
①駐車ライン消去・車止め撤去
②喫煙所移設
③手摺ー部解体（階段上がり部）
④法地砂撤去　（人工芝張に必要部分のみ）

・駐車場　東エリア
①駐車ライン消去

・スケートボードエリア
①コンクリートポール等撤去
（照明柱のみ存置）
②アスファルト撤去
③側溝撤去（南側）
④スポーツコート移設再利用
⑤固定式バスケットゴール撤去
移動式バスケットゴール移設
⑥観覧席撤去
（アルミ座板移設再利用）
⑦スケートボードエリアー部解体
（U字溝、枕木階段、縦格子フェンス、
プレイエリアコンクリート等）
⑧駐輪場壁面解体

特記事項
・□の数値はKBM±0からの高さを示す。
・着色部分は工事範囲を示す。

訂正 年 月 日	備考	株式会社歩デザインー級建築士事務所 ー級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発行		図面名称 解体図 平面図　縮尺 A1: A3の200% A3: 1:500	整理NO	A-024

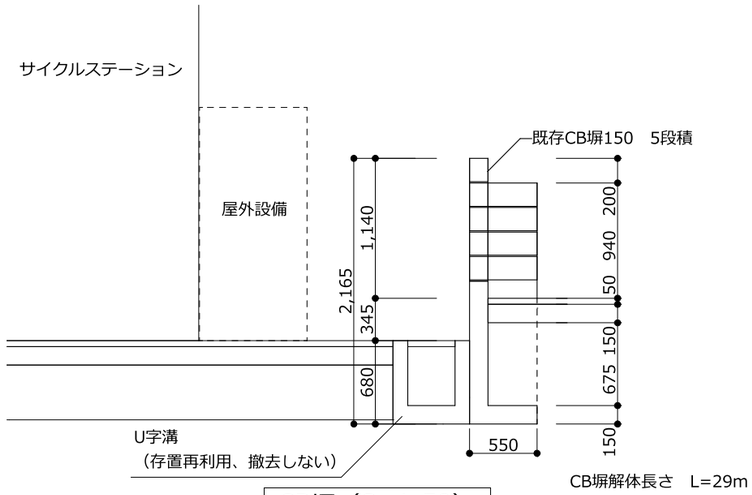

CB塀（S=1:50）

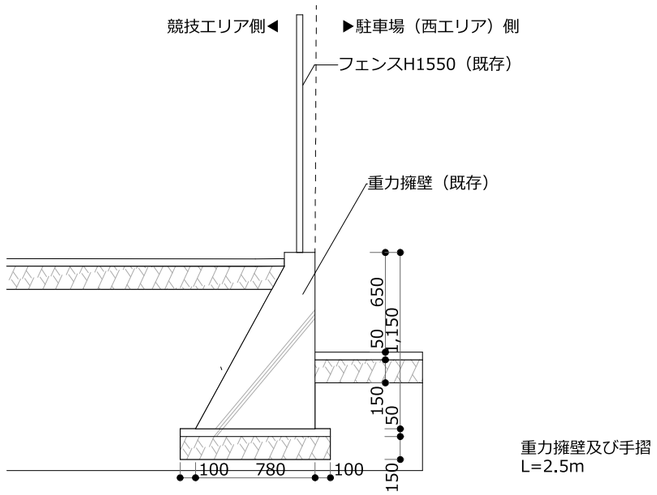

重力擁壁（S=1:20）

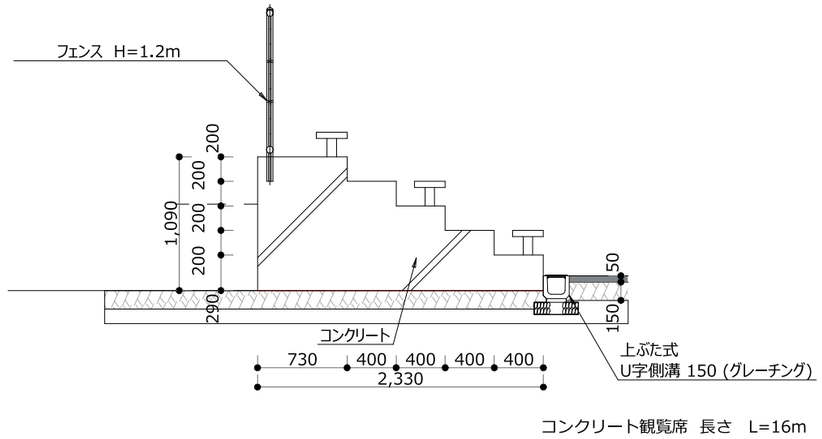

バスケットコート観覧席（S=1:50）

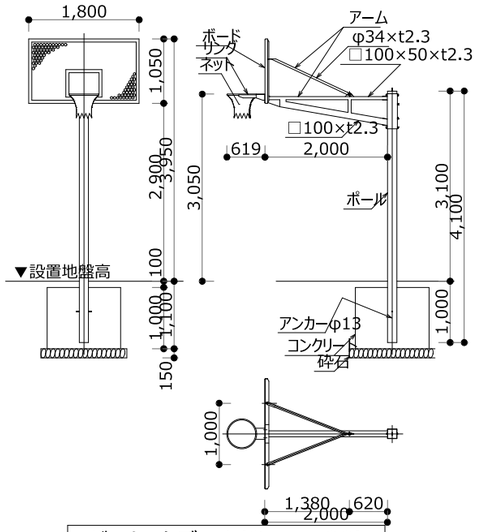

バスケットゴール(S=1:100)

訂正 年　月　日	備：：考：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284　FAX:03-3626-8289	作　成	承　認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計ＮＯ	図面ＮＯ
			発　行		図面名称 解体図 詳細図	縮　尺： A1：A3の200% A3:50, 1:100, 1:40	整理ＮＯ A-025

管工事仕様書

I. 工事名

ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事

II. 工事箇所

徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜48-1、48-19

III. 建物概要

建物名称	ボートレース鳴門ウズパーク	構造	ＲＣ造　屋根鉄骨造	階数	地上３階
建築基準法による延床面積(m２)		消防法施行令別表第1の区分			

IV. 工事種目

種　　目	工　事　概　要
給水設備工事	屋外給水配管工事。

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和４年版)」による．なお，本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和４年版)」を参考とする．

VI. 特記仕様1(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う．なお，(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする．
本受電後引渡しまでの基本料金　（ 本工事 ・ 別途 ）
2. 工事写真はしゅん工，着工前，機材，施工状況の順に写真帳に整理し，提出する．しゅん工については，工事目的物の状態が，また，機材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること．国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする．
3. 完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である．
(注)　電子納品とは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう．
(2) 工事のしゅん工に際し，次の図書，資料を作成し，監督員と協議の上，提出する．
・竣工図の製本×3部(うち１部縮小版)　・竣工図の電子データ×1部　・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳(着手前，竣工)×1部，電子データ×2部
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)，電子データ2部)
(注) ・竣工図(製本，データ共)については，必要な関係図面(原図，CADデータ等を貸与)を修正して作成すること．
・竣工図の電子データ(CD-R)は，CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする．
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．(標仕 <1>1.2.2，<1>1.2.3)
品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．(標仕 <1>1.3.4，監理指針 <1>1.3.4)
使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．（JISマーク等表示品を除く）(標仕 <1> 1.4.2)
上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
5. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による．
6. 技能士の適用
技能士の適用については，次の技能検定作業（以下「作業」という．）のうち，各工事毎に適用する作業を指定するものとする．
技能士は，職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること．技能士は適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業するとともに，他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．
技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等，県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする．
なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする．

○ 印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業　・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業　・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業　・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業　・ 木製建具機械加工作業　・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業　・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業　・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

7. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿を提出する．
8. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
9. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
10. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．(改修標仕 <2>4.1.3)
梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
11. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
12. 他工事との取り合いは下表による．

工　事　項　目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備　　考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

13. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う．
(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する．なお，本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと．

種　類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所　在　地 処　分　地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜，円)	単位

(注)　表中「優良」欄に丸印の入っている業者は，「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す．
・コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする．
・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書を求め，減額変更を行うことがある．
なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下，「優良産廃処分業者」という．)に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること．
(2) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し，あれば監督員の指示に従うこと．既存の分析調査結果がある場合は，受注者がその結果を書類等により確認すること．なお，工事内容に変更がある場合においても同様とする．
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること．
監督員へも結果を提出すること．
・調査結果は3年間保存すること．
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること．
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること．
(3) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
(4) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
(5) 受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，又は自ら運搬する場合においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること．
(6) 受注者は，建設副産物が排出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない．
(7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という．）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という」．）に基づく対応は，以下のとおり行うこと．
・受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という．）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けること．
・受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けること．
・受注者は，上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること．
・受注者は，上記計画書に変更が生じた場合は，速やかに計画を変更し，その変更の内容を監督員に報告すること．
・受注者は，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出すること．
・受注者は，上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること．
・受注者は，COBRISの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力すること．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする．
(8) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
14. 本工事の着手に際し，火災保険等(火災保険，建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む．))を請負額に応じて付保する．(標準請負契約約款 第55条)
(1) 対　象　物　工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する．
(2) 付保除外工事　次に掲げる単独工事については，付保を除外できる．
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
(3) 付保する時期及び金額　鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する．
また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する．
(4) 保　険　終　期　工事完成期日に14日を加えた期日とする．なお，工事延伸した場合には保険の期間も延長する．
(5) そ　の　他　付保する時期以降に出来高払を行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する．
15. 工事実績情報の登録
受注者は，請負代金額が500万円以上の工事については，工事実績情報システム（コリンズ）に基づき，工事実績情報として，「登録のための確認のお願い」を作成し，監督員の確認を受けたのちに，次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない．ただし，期間には，土曜日，日曜日，祝日等は含まない．
(1) 工事受注時　契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時　契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時　工事完成後10日以内
なお，登録内容の変更は，請負代金額，工期，技術者等に変更が生じた場合に行うものとする．
登録後は速やかに，登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する．
なお，変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は，変更登録を省略することができる．
16. 受注者は，本工事の一部を下請に行う場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は，県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない．
17. 県内産資材の使用
(1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．
ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする．
(2) 受注者は，木材以外の建設資材について，県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする．また，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工，製造された製品
注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う．
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う．
注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること．

18. 県産木材の使用
(1) 受注者は，工事標識，指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合，県産木材を使用しなければならない．
ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない．
(2) 県産木材とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，次のものが該当する．
① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外においては，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
(3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合には，県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(4) 受注者は，県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない．
(5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は，木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない．
19. 県内産再生砕石の原則使用
受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない．
20. 受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という．)の発注の際には，発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない．
21. 受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という．)を優先して使用しなければならない．また，県内企業調達資材等の別を施工計画書に記載するものとする．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し，監督員の承諾を得なければならない．
22. 工事現場において，現場代理人，監理技術者，主任技術者は確認のため，名札を着用する．
名札には現場代理人,監理技術者,主任技術者の別,氏名,会社名,工事名を記載し,顔写真を添付すること．
23. 工事現場には工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること．
24. 受注者は，工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について，工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから，工事着手すること．
地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない．
受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること．

訂正	年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
				発行		図面名称 機械設備工事特記仕様書(1) 縮尺 A1: A3: NON	整理NO	M-001

25. 受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．) 又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない．
26. 受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない．
27. 受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て， 災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない．
28. 受注者は，輸送経路等において，上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの荷台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない．
29. 受注者はトラック(クレーン装置付)を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置，ブームの高さを制限する装置等)付の車両を原則使用しなければならない．なお，使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと．
30. 受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること．
31. 受注者は，休日・夜間に作業を行う時は，事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない．
32. 受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること．また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること．
33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は，原則禁止とする．やむを得ず行う場合は，飛来落下の危険を生じるおそれがあるため，適切な防護措置を講じ安全確保を図り，施工を得ず行う場合は，飛来落下の危険を生じるおそれがあるため，適切な防護措置を講じ安全確保を図り，施工手順について監督員の承諾を得たうえで，指定された時間に行うこと．
34. 本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする．現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする．ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない．なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は，監督員と協議する．ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする．
35. 本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする．
36. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設)・ 一般の施設)であり，地域係数は((1.0)・ 0.9)とする．
(2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする．
2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
重要機器 （ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 （空調機器・バルクタンク） ）
(3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
37. 各種荷重計算
対象機材 （ ・ 屋上，塔屋等に設置する機器 ・ ）
38. 強度計算
対象機材 （ ・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・ ）
39. 土工事の残土処分
（ ・ 構外に搬出し適切に処理　土壌検査を本工事で（ ・ 行う（　 箇所） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
・ 構内の指示場所に集積 ）
なお，民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること．
40. コンクリート工事
熱源機基礎 （ ・ 強度試験（ ・ 第三者機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出
・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
※強度試験の立会いについて，試験を第三者機関で行う場合は，現場代理人又は主任(監理)技術者が，JIS工場の場合は，立ち会い者を定め監督員の承認を受け，行うものとする．
41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
(1) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(2) 保温材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(3) 接着剤は，フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
42. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる．

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) ・低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう．
一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう．
・中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること．
・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することが出来る．
44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有 ・ 無)

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

45. 仮設トイレの洋式化
受注者は仮設トイレを設置する場合，次のとおりとしなければならない．
ただし，特段の理由がある場合はこの限りではない．
・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない．また，現場従事者に女性が含まれる場合，
設置する仮設トイレは，「女性専用トイレ(快適トイレ) 」とする．
・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない．また，現場従事者に女性が含まれる場合は，
原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない．
なお，洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと．
快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと．
46. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる．
対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする．
47. 受注者は，足場を設置する場合，組立解体時において，作業前に施工手順を確認し，倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない．特に，飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については，足場の上に仮置きせず，設置又は荷下ろしするまでは，番線等により固定を行うこと．
また，強風，大雨，大雪等の悪天候のため，作業の実施について危険が予想されるときは，作業を中止すること．

VII. 特記仕様2(特記事項)

1. 配管の吊り及び支持は，「標仕」及び「標準図」に従い行う．(標仕 <2>2.6.1，<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い，管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻す．
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻し，地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は，「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み，突き固めた後，管をなじみ良く布設する．埋め戻しは，山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後，掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
5. 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う．
6. スリーブ材料については，(標仕 <2>2.2.27，監理指針 <2>2.2.27)による．貫通部の処理については，(標仕 <2>2.8.1，標準図 施工1，監理指針 <2>2.8.1)による．なお，紙製仮枠を用いる場合は，変形防止の措置を講じる．
7. 弁類については，JIS-5Kとする．ただし，特記部分はJIS-10Kとする．
8. 保温工事種別は，原則グラスウール保温材とする．ただし，厨房排気ダクトについては，ロックウール保温材とする．また，耐火二層管は保温を行わない．
9. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト，ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし，屋外及びピット内の配管，ダクトに使用する支持金物等についても同様とする．
10. あと施工アンカーボルトの選定については，次による．
(1) 機器類の固定には，金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し，次の機器については，施工後確認試験を行う．（ ・ 熱源機器 ・ボイラー ・自動制御盤 ・ ）
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には，その自重に十分耐えうるアンカーを使用する．なお，耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする．
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする．
11. 次に指定する部分の露出する配管，ダクト，支持金物，架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない．
（ ・ダクトスペース，パイプシャフト内 ・ ）
屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は，監督員との協議により塗装を省略することが出来る．
次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
（ ・ 一般居室，廊下等 ・ ）
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m２のものを使用し，塗装不要とする．
12. 水圧試験，満水試験，気密試験等は，配管途中若しくは隠ぺい，埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う．(標仕 <2>2.9.1)
13. 機器には名称及び記号を，配管及びダクトには，識別表示・用途・流れ方向を記入する．(標仕 <1>1.7.4)
なお，屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については，塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし，バルブの状態表示を示す表示札等については，合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする．
14. 機材の検査に伴う試験については，標仕 <1>1.4.6により行う．製造者において試験方法を定めている項目については，試験要領書を提出する．
15. ダクトは図面特記部分以外は，低圧ダクトとする．
長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
（ ・コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法 ）
上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは，アングルフランジ工法とする．

16. 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは，液管は10mm以上，ガス管を20mm以上とする．
ただし，液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは，8mmとしてもよい．
17. 試運転調整にあたっては，(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1，2.2)を参考とする．低圧屋内配線，弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う．

VIII. 使用材料(管材)

用　　途	名　　称	番　号	備　　考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷　媒	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	
排　水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排　水	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
○ 給水	耐火二層管硬質ポリ塩化ビニル管HIVP		

IX. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
(2) 法令等で定められある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
(3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品　　目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー，鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)，無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む．)，直だき吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット，遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機，ファンコイルユニット(カセット形共)，コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機，ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形，折込み形，袋形)，自動巻取形エアフィルター，電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)，全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)，斜流送風機，軸流送風機，消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ，立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口，風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	密閉形隔膜式膨脹タンク(空調用)
中央監視制御装置	

訂正 年 月 日	備　考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作　成	承　認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
			発　行		図面名称 機械設備工事特記仕様書(2) 縮尺 A1: A3: NSN	整理NO	M-002

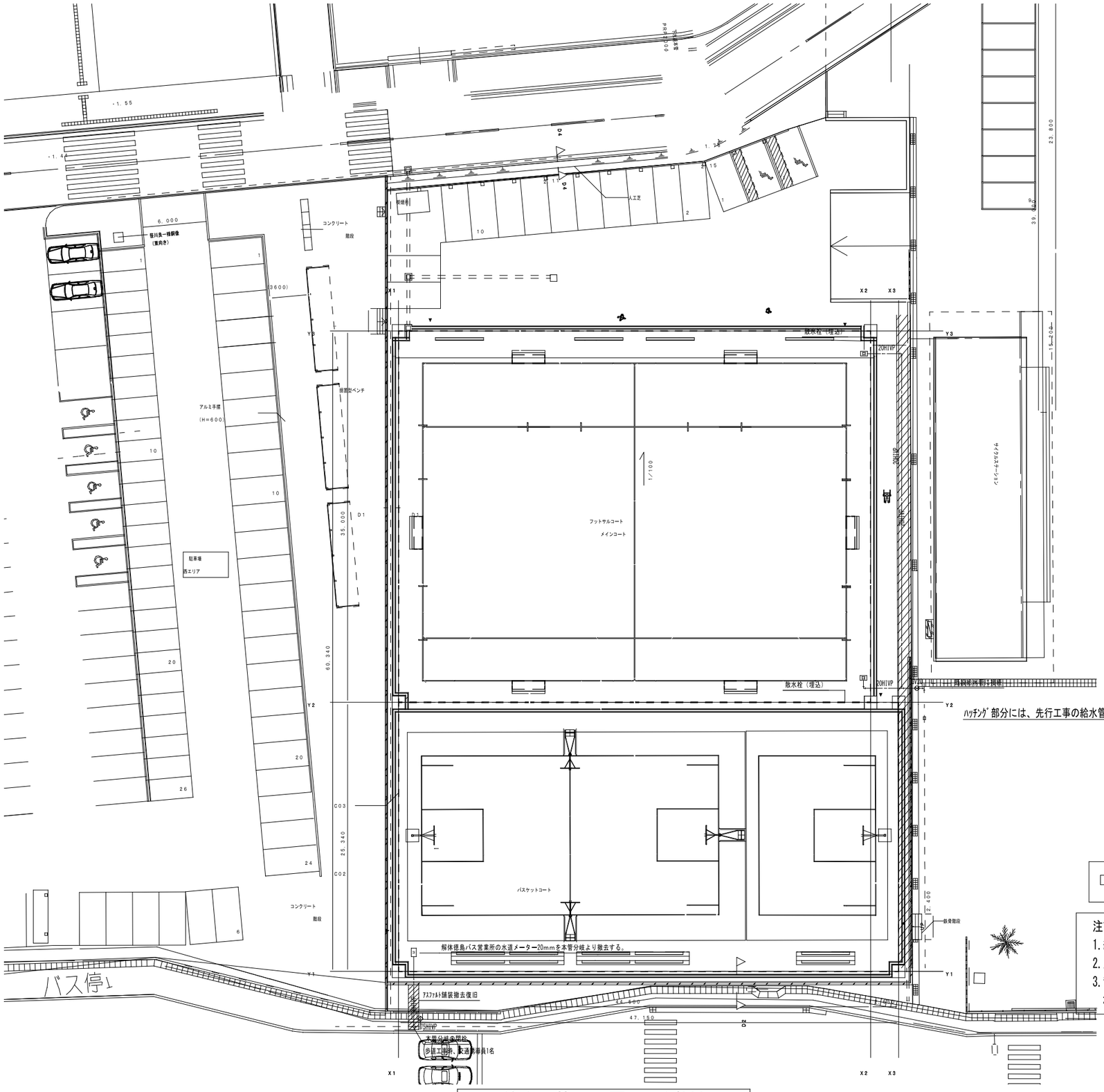

給水配管平面図　1/200

訂正	年 月 日	備考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事	設計NO	図面NO
				発行		図面名称 給水設備平面図（競技エリア） 縮尺 A1: A3の200% A3: 1:200	整理NO	M-003